

議 事 日 程

令和3年第1回浜中町議会定例会

令和3年3月11日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		町政執行方針
日程第 3		教育行政執行方針
日程第 4		一般質問
日程第 5	議案第 8号	浜中町議会議員及び浜中町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第 6	議案第 9号	浜中町景観計画策定委員会設置条例の制定について
日程第 7	議案第10号	浜中町ウニ種苗生産センター設置条例の制定について
日程第 8	議案第11号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第12号	浜中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第13号	浜中町総合文化センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第14号	浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第15号	浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第16号	浜中町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 4	議案第 1 7 号	浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 1 8 号	浜中町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(再開 午前10時00分)

○議長（波岡玄智君） 本日は、東日本大震災からちょうど10年の節目に当たります。改めて物故者の御冥福をお祈りし、被災された方々にお見舞いを申し上げ、松本町長の御発声により1分間の黙祷を捧げます。

町長よろしく申し上げます。

○町長（松本博君） 本日は、東日本大震災が起きてからちょうど10年目の年を迎えました。

国からは、追悼の弔意表明の通知がありました。現在、弔旗として半旗を今掲げております。

指示には、午後2時46分に黙祷とありましたけれども、本日は議会中でありますので議会前に黙祷をささげていきたいと思っています。

御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

御起立願います。

黙祷始め。

終わりました。

御着席願います。

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は前日同様であります。

◎日程第2 町政執行方針

○議長（波岡玄智君） 日程第2 町長より令和3年度町政執行方針の表明を受けます。
町長。

○町長（松本博君） 令和3年第1回浜中町議会定例会の開会にあたり、新年度における町政執行の基本姿勢と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様、御理解をいただきたいと存じます。

（町政執行方針説明あるも省略）

◎日程第3 教育行政執行方針

○議長（波岡玄智君） 日程第3 教育長より令和3年度教育行政執行方針の表明を受けます。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 令和3年第1回浜中町議会定例会にあたり、新年度における教育行政執行の基本姿勢と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆様並びに議員の皆様、御理解をいただきたいと存じます。

（教育行政執行方針説明あるも省略）

◎日程第4 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第4 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番川村議員。

○1 番（川村義春君） 通告に従い一般質問を行わせていただきます。

質問事項は、コロナ感染症のワクチン接種の対応についてであります。新型コロナウイルス

ウイルス感染症のワクチン接種が、2月17日から米ファイザー製ワクチンの供給を受けて、全国の国立病院など100カ所の医療従事者約4万人への先行接種を始め、3月中旬以降にコロナ患者の診療や搬送に係わる約370万人の医療従事者への優先接種を開始し、4月26日以降に高齢者約3600万人に接種、7月以降に一般の人、約1億人に接種を始める日程を想定しておりますが、本町のワクチン接種の対応について伺ってまいります。

3月中旬以降に優先的にワクチン接種する医療従事者は、浜中診療所の医師、看護師などのスタッフのほか救急搬送に従事する消防職員も対象になるかどうか。また、特養の保健師や看護師、介護職員などは優先接種者の対象になりますか。まず、この点をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） ワクチン接種の優先順位につきましては、国においてワクチンの確保体制の中で決定されております。まず、新型コロナウイルス感染の疑いある患者に関する業務を行う医療従事者等から優先してワクチン接種の実施が始まっています。御質問の町内の医療従事者等のワクチン接種優先についてですが、浜中診療所の医師、看護師、事務職員、調理員、清掃作業員及び救急業務を担っている浜中消防署職員が優先対象者となります。また、特別養護老人ホームの職員については国が示す医療従事者等には当てはまりません。

一方で、高齢者施設の入所者と職員が同時にワクチンの接種が可能との国の取り扱ひも示されております。調整中ではありますが、特別養護老人ホームの高齢者65歳の接種時ですけれども、同時に職員のワクチン接種を実施する予定としております。

なお、接種を受ける際には本人の同意が必要となります。予防接種を受ける際には、感染予防効果と副反応のリスクの双方理解した上で、ワクチン接種を受けていただくこととなります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 只今の答弁の中でちょっと気になるのが特養の部分ですけれども、私聞いているのは特養に入所している患者なくて、看護師だとかスタッフの部分で、その人達は対象になるかどうかということだったのですけれども、国で示す医療従事者に当たらないという答弁でしたけれども、後段の方で市町村の状況によっては一緒に優先接種者に含めてもいいと受け止めたのですがそのとおりですか。確認です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 優先順位ですけれども、今の話は施設の職員につきまして保健師は特養にはおりませんが、看護師、介護職員、事務職員も想定していましたが優先接種の対象者になっておりません。ただ、入所者がやる時に一緒にやるといことは、町村の判断でできるということで特養に入っている方と一緒に職員もやろうと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 何となく分かりましたが、特養の従事者は高齢者が特養に入っている入所者と一緒に実施する時にスタッフのワクチン接種をやるということですね。ただその場合65歳に達していない職員がいますよね。そういう人方も含めてやるということでもいいのですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 65歳の高齢者が入所施設に入っていますけれども、あくまでも職員は20歳であろうが、30歳であろうが、職員はそこに働くものすべてみなしで、そこに感染のリスクがやはり高齢者施設ありますのでクラスターも広がるという事の対応も含めた中で、入所者と一緒にやっというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） これは、町内できちんと考えを統一して、場面場面で結構、国自体も色んな扱いが変わってきていますけれども、ワクチンがすべて順調に入ってくるかどうか分からない状況の中で、例えば希望されている接種対象者の分が入ってこなかった場合に優先順位が出てくるわけですから、そういった意味で今の消防職員とか特養に勤めているスタッフ、こういう人達方というのは優先して、消防職員は当然救急関係ですからなと思いますけれども、特養のスタッフについては昔は保健師もいましたから、保健師も書いたのですけれども、そういった看護スタッフの皆さんについては一旦家に帰って往復することもあって、菌を施設内に持ち込むということもあるので、早目に接種したほうがいいのかということからの質問ですので、その辺含めて高齢者の時に一緒にやるということであれば了解いたしました。

それから今質問した他に町内で優先接種する職種はあるでしょうか。それと接種券、それから予診票の配布についてはどのような方法でいつ頃行う予定なのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 優先接種の方から先にお話させていただきますけれども、浜中診療所の関係が32名、それと浜中消防署関係が26名、歯科と調剤の関係の職員が保健所のほうに医療機関の方々等で申し出ている分なのですけれどもこの方々が21名、それと町の保健師が2名で合わせて優先接種の対象となっているのが81名おります。

それと接種券はこの人方々の接種券という捉え方ですか、それと全体のですか。優先接種者分について接種券は直接送りません。あくまでも医療機関等で登録します。登録後は診療所と消防署と保健師については町の方で登録しまして、この方々受けますよということでその分のワクチンが来ます。この分60人分が来ますのでそれについて対応します。それとあと残りの歯科、調剤等の分につきましては、予定では医療関係者分は指定の場所に行って、例えば、労災病院とか市立病院とかに行つての接種になるのではないかと見込まれています。医療従事者の関係の部分では以上です。

次に高齢者の接種券の対応ですが接種時期もかなりずれてきまして、当初3月の頭という1月の国の発表でありましたが、どんどんワクチンの供給の関係が遅れてきまして、実際、今日時点で言いますと、4月26日の週に各町村1箱ずつ500人分相当ですけれども、それが配布になるのではないかとという正式な通知は来ていないのですけれども、すでに新聞等でそういう情報になっています。道もその方向で調整していると聞いております。それに向かつてまず65歳以上のワクチン接種券につきましては、3月末を目途に今印刷と配送の準備をしているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） わかりました。次に移ります。ワクチン接種場所については、浜中診療所で行うのか一括して行うのか、あるいは分散して接種するのか。分散して接種するのであれば、施設名とワクチン接種の医師看護師などのスタッフ、これも含めて一緒に分散対応できるのかどうかを聞いておきたいと思います。

また、接種にかかる町の負担、分散して指定をやる場合についてはその施設によってはパーテーションなどが配置によっていると思います。それから消毒液とかも配置しなければなりませんので、それにかかる費用については町の負担になるのか、あるいは公費負担になるのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） まず、始まります65歳以上の高齢者の新型コロナウイルスのワクチン接種場所についてですが、一応集団接種会場として現在総合文化センター、漁村センター、農業者トレーニングセンター、浜中農村環境改善センター、姉別農村環境改善センターの5カ所予定しております。ワクチン接種につきましては、医療機関であります浜中診療所の医師看護師に対応いただくことになっております。また全体の運営につきましては、福祉保健課が中心になって接種体制を構築して事になります。

次にワクチン接種にかかる費用についてですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金として接種体制に係る経費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として、国の全額負担となっております。会場の設営費等は体制確保事業費の中で賄われますので、町としては補助金を活用しながら、会場の細かい感染者対策もしなければならないというのがありますので、実際、町の備品だけで間に合わない部分もあると思うので、その場合によってはリース等で対応し、会場設営も経費になりますので、町の従事者は接種業務の方に集中するというような体制にして設営の方とかはなるべく補助金を活用しながら会場準備の方はしたいと考えています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） はい、わかりました。集団接種でやるということですから、それぞれの施設のコロナ感染症拡大防止対策にかかる費用については、すべて国の負担と考えて言います。先の話になりますが、接種日程および会場と申し込みの周知はいつ頃行われるのか。これもちょっと聞いておきたいなと思っております。

それから、本町に住民登録のある接種対象者が町外に出稼ぎに出ているとか、あるいは大学に進学しているとか本町に住民登録を置いている方への対応はどういうふうになりますか。この方々が浜中町に来る場合、例えば札幌とかに出稼ぎに行っている方が途中で帰ってくる場合の旅費、交通費関係についても公費負担になるのかどうか辺だけ確認をしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） まず、接種のスケジュール等ですけれども、現在、ワクチン供給の目途がはっきりしていないというところがありますけど、最初の対象者は65歳以上ですと1887人におりますけれども、この方々分のワクチンが来るかとい

うと先ほど言いましたけれどもまず500人分しか来ないです。この分のワクチン接種の優先順位は先ほど話しましたけれども、例えば介護施設の特養とか、なごみさん、具体的に町内で言えばその辺の施設の65歳以上の方を優先して接種するのか、その体制も今検討している状態です。

ワクチン接種の状況によってこの日程もかなり変わってきますし、実際、仮にワクチンが揃ったという状況でお話しさせていただきます。現在考えているのは3週間の中でまず1回目は先ほどお話ししました1887人の方の部分の体制をまず作ろうかなと1回目接種した後3週間後にまたやりますので、3週間後からまた3週間ぐらい後の休みの関係もあります実際どこからスタートになるかによりますので。あと診療所の体制は集団接種ということになりますので、お昼から休診にして対応していただくというような感じを今想定しております。それについては具体的にはワクチン接種の供給がはっきり来る前にシミュレーションを作っておきますけれども、周知はワクチン接種券を3月末に送った後に速やかに4月中に、日程等を対象者の方に周知できればと思っておりますけれども、ただワクチン接種の供給の日程の関係もありますので、今のところ不透明な状況です。

それと住所地以外の現在出稼ぎ等で、町内で受け入れないという可能性がある人の対応ですけれども、国からの通達の中では現在の状況を言いますと、住所地外接種っていう形で例えば、今想定しているのが、出産のため里帰りをしている妊婦さん、遠隔地で下宿している学生さん、単身赴任で町内を離れている方、長期入院の方、基本的にこの方々の対応なってくると思います。基本的に住所地で接種券が出ます。その接種券と今住んでいるところの例えば医療機関で接種ができると思うのですけれども、その現在の役所に行って接種を受けるための住所地外接種届出というのを出します。そうしますと住所地外接種届出済証というのが出ます。その住所地外接種届出証とワクチンの接種券を持って医療機関で受けてもらいます。接種券を町から送る場合は住所地になりますので、もし家族がいれば家族から送ってもらうことになると思いますけれども、単身の方で戻って来た場合は私どもの方でお勤め先なり住んでいるところにお送りすることになると思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 当面、まだどれだけのワクチンが来るのか不明だということもあるでしょうけれども、日程と会場の周知については、今のスケジュール的にいくと

4月以降に自治会配布とか町広報等を通じて知らせるということで理解しておいていいですか。申し込みについての答えはなかったのですけれども、福祉保健課が窓口ということですから、そこで受付するという理解でいいでしょうか。

それと、今の話ですけれども、出稼ぎ者とか学生の対応については、町から出る接種券を郵送等してもらい地域外の接種届を出してそれを持って行けば、その方が今住んでいるところの医療機関で受け入れると理解しておりますがよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） まず接種日と会場については決まりましたら、改めて自治会配布、町広報は発行時期がありますが町広報、防災無線等で周知していきたいと思えます。また申し込みにつきましては、福祉保健課の中心は健康推進係になると思えますけれども、一遍に来ると思えますので全体的な事をいいますと福祉保健課で受付という形で対応したいと思えます。

それと出稼ぎ者や学生の対応ですけれども、議員おっしゃるとおり接種は現在住んでいるところの医療機関で受け入れますので、届出証と接種券を持っていて受けていただければと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） わかりました。先ほど課長の方からワクチンの配布数量が4月末には500人分くらいという話がありましたけれども、私の情報として1箱1000本が来るという情報もあるのですが。定かではありませんが。この場合については高齢者の先に優先接種者ということで医療従事者に、ワクチンが行き渡ると思うのですが、残った場合は高齢者の方に行きますよね。順番からいって。そうすると高齢者は1887人いますので、全然間に合わない。こういった場合の優先は、先ほど例えば特別養護老人ホームの人とか、あるいはなごみに入っている施設者、医療従事者の81人を除く人方がいますから、それを順位としてはどういう順番になっていきますか。高齢者で言いますと。施設に入所している方それと先ほど言ったそこに従事するスタッフ等を優先する予定ですか。札幌市あたりでは、そういう高齢者の前にスタッフに接種するというような流れになっているようだけれども、我が町ではどう対応するのか。まずお聞きしたい。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） ワクチン接種の部分ですけれども、先ほど500人分

と言いましたが、1箱195瓶で、1瓶から5回取れるという想定の話ですけども、975回分でワクチンは2回接種しなければなりませんので、割る2をしますと487人ですけれども、大体約500人分の対応ということで今回きています。それで1箱に195瓶しか入っていませんので、優先接種をどうするかという形になると思いますので、実際ははっきりと来る時期も新聞等の報道の情報しかない状況ですけれども、優先順位は課内で調整はしているのですが、議員おっしゃるとおり、高齢者施設を優先にして、施設等でクラスターが釧路市内で今日も出ていると報道もありましたので、そういう所を優先すべきじゃないかということで現在調整しています。

現在、特別養護老人ホームについては、嘱託医が浜中診療所の医師ですので診療の医師が行ってそこで打つという体制になりますのでその調整もあります。それと、なごみさんの嘱託医は厚岸の個人医院ですが、この方が直接行って打ってくれということは確認が取れているのですけれども、その場所にワクチンを町の方で持って行かないとならないので、日程の調整とかもあります。具体的な細かいところはこれから詰めますので優先順番にしましても、私どもとしては、高齢者分は打てるところから打った方がいいのではないかと考えています。ただ、あと残りの分もありますので、その分をどういうタイミングで集団接種を始めるか。例えば残り400人分あったとしても400しかないのいきなり集団接種を始めるには厳しいかと思います。その後のワクチン接種の供給を見ながら日程を本当に分れば早めに4月でも、皆さん一番関心が高いことだと思いますので、感染予防対策中では有効だと思いますので、重症化と発症の抑制という部分では、その辺を考慮しながら優先順位等の町としてできる部分は検討してお知らせしていきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 先ほど500個の内訳を聞きました。それで900何人、約1000人ですよね。私が思うのはアメリカで作られているファイザー社のワクチンについては、2回打つということになってはいますが、1回でも結構有効に効くということを聞いています。そんなことで2回目打つ場合は3カ月後に打たなければならないということで、留保して500人分しか打たないという考え方だと思うのですが、結構アメリカの製造会社も増産するというので、製造が活発化されてきていてたくさん出来そうな感じであれば、早晚たくさん日本に入ってくるのかなと思います。だから私は1000人分あるのであれば、1000人の方を優先してやった方がいい500人分

ではなくて、500人を2回打つから残りの500回分は3カ月保存しておくことになります。それより先に1000人分、残りの500人分を含めて接種すべきでないかなと思うのでその辺十分検討してください。どちらがいいのか。専門家から言わせれば、500人分打ってまた3カ月後に500人分を打たないといけないので残しておくということもわかりますけれども、感染症拡大を防ぐ意味では1000人分打った方がいいのではないかと私は思うのですが、その辺十分内部で検討していただきたい。

3点目ですが、答弁いただいて重複していますがけれども、改めて聞きますがワクチン接種の事前に渡される接種券を持参して2回接種を受けることとなりますが、その都度、予診票に既往歴や健康状態などを記入しなければなりません。高齢者については負担となりますので、事前に記入して出してもらおうということもあるのですが、書けない人もいますので、医療従事者が寄り添って問診を受けながら、書いていくことも必要なことではないのかなと思っています。その辺の対応はできるのかどうかを聞いておきたいと思います。それと先ほど聞きましたけれども、在宅療養中の方あるいは施設のなごみとか特養の訪問接種っていうのを考えているのかを聞きたいのですが。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） お答えします。ワクチン接種の問診時に国が示す予診票で既往病歴や健康状況を確認することになっております。予診票につきましては、接種券を送付する際に一緒に送付されることとなりますので、原則、家で記入して接種当日に提出していただくこととなります。予診票の確認につきましては、医療従事者または保健師などの職員を配置しながら予診票の確認と記載の支援をしていきたいと思っております。また医師の予診をワクチン接種スムーズにできるように職員を配置しながら対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 了解です。4点目に聞きます。ワクチン接種後30分以内に副反応をアナフィラキシーといいますか重いアレルギー反応、蕁麻疹や倦怠感や吐き気などの症状ことを言うようですけれども、これが出た場合の対応についてお聞きをしておきたいと思っております。この場合どういう処置をするのか。それから、このことについて厚生労働省から対応するマニュアルが届いているのかどうかを聞きたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） まず初めに、アレルギー反応への対応についてお答えいたします。昨日までに米ファイザー製の新型コロナウイルスワクチンを接種した医療従事者約14万8000人に対し、アレルギー反応が確認され症例が25人で0.017%の確率となっております。接種会場においてワクチン接種後にそれらの症状が確認された場合、症状緩和のためのアドレナリン注射、気管支拡張薬の吸入、抗ヒスタミン薬ステロイド剤の点滴内服、状況によっては酸素吸入などの処置を行います。また、アレルギー症状は人それぞれ違うため状況に応じた処置を行うと医師から確認をしております。さらに、症状の改善が見られない場合も想定しまして、迅速な救急搬送が可能となるように、現在浜中消防署とも協議をしている最中でございます。

次に2点目の対応マニュアルについてお答えいたします。ワクチン接種の基準となる新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する医療機関向け手引は厚生労働省から通知されておまして、Q&Aで一般的な処置方法が示されております。しかしながら、アレルギー反応につきましては新型コロナウイルスワクチンに限らず、医薬品や食べ物やスズメバチなどのハチ毒でも発症するために、その対処方が厚生労働省から平成20年に3月に策定されて、去年改定もありました重篤副作用を疾患別対応マニュアルというものを参考として現在マニュアルに沿った準備と確認をしている最中でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 対応マニュアルが来ているということですね。それでも健康被害が出た場合の対応っていいですか、救済処置はあるのでしょうか。万が一接種したことによって、激しいアレルギー症状とかがあって入院をしなければならないでしょうけれども、死亡したとなった場合、それに対する救済処置みたいものはあるのかどうかだけ聞いておきたいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 救済制度の関係ですけれども、予防接種健康被害を救済制度というのがありまして、これにつきましては定期接種と同様に被害者救済という形になります。今回もしそういうことが発生した場合は、町の方でも状況の調査もいたし、救済制度に則った形の補助が支援されるということになります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 分かりました。ここの最後の質問なりますけれども、この前聞

いたような気がするのですが、ワクチンを保管する冷凍庫を揃えておかなければ、いつ送られてきてもすぐ使えるようにしておかないといけないものですから、もう準備されているかどうか。

それと、最近変異株というコロナ感染症が道内にも蔓延してきたということで今度それが主流になって感染しやすい変種だと聞いていますけれども、その情報を受けているでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） ワクチンを保管する冷蔵庫ですけれども、このディープフリーザーという氷点下80度に対応ですけれども、冷凍庫につきましては3月9日に浜中診療所に来ております。あとワクチンがその中に入って保管しながら接種に向けて準備をするということになります。

それと変異株についての情報ですが、私も新聞の情報しかなく、北海道でも確認されていて感染力が強いということではありますが、ワクチンは効果があると出ておりますので、ワクチン接種中で感染予防拡大を含めてしていきたいなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 了解しました。万全な体制で接種に臨んでいただきたいということを申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。質問内容については、国定公園昇格でなすべきことと指定区域の規制について伺います。国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であることから本年3月中に道立自然公園から国定公園に指定範囲を広げて昇格することになります。町民へ配布されたパンフレットには、国定公園にするメリットなどが記されていましたがけれども、具体的なイベントの展開や新たな景勝地の発掘及び、国定公園昇格絡みの施設整備、看板の改修などは考えられているのかどうか伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。厚岸道立自然公園につきましては、昭和30年に厚岸と浜中を区域として指定され、昭和43年に釧路町まで区域が拡大されております。このすばらしい景観を国定公園にも値するとし昭和59年に国定化を目指し期成会が発足され、長きにわたり要請活動を行ってきた結果、昨年11月に北海道

環境大臣へ国定公園指定申し出を行い、環境省中央環境審議会の自然環境部会の現地視察を経て、本年2月に国定公園の指定及び公園計画の決定について了承され、3月中に指定の予定となっております。指定後は観光客の増加によるごみや植物の踏み荒らしなどの問題も懸念されますが、知名度が向上することにより旅行者が増加し、観光産業や地場産業への波及効果や自然体験観光の推進が期待されます。また、公園内の施設整備には国の交付金を受けることができ、財政負担の軽減にもなります。イベントの関係でございますが、北海道主催になりますが、新国定公園指定誕生記念し式典を開催する予定となっております。開催時期は8月中旬から下旬で内容が基調講演、パネルディスカッションなどを予定しているところでございます。

新たな景勝地の関係ですが、現在のところ公園計画による園地は霧多布岬、アゼチの岬、嶮暮帰島、仲の浜、奥琵琶瀬、琵琶瀬展望台、火散布沼、涙岬、榊町、幌戸の10カ所が計画されております。これらを優先的にPRし、利用者の利便性を考慮し整備していきたいと考えており、これ以外の園地については現在のところは考えておりません。

また施設の整備看板の改修などについては、北海道の事業であります。琵琶瀬展望台と霧多布岬展望台に設置されている大型看板は更新される予定となっております。町の単独事業では、琵琶瀬展望台へ国定公園全体の案内看板と霧多布岬灯台入り口にラッコ観察に係わる看板の設置と霧多布岬先端道中展望台、キャンプ場、アゼチの岬の看板の補修を考えております。施設の整備につきましては、国定公園の指定後に令和3年度に北海道と園地計画を進める中での協議となりますので、早くても令和4年度からの整備となる予定となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 詳しく御説明をいただきました。メリットは知名度が上がったり経済の活性化に繋がるということがパンフレットに書かれているとおりであります。そこで公園にするメリットの中で国の交付金を受けて施設整備などができるようですが、新年度予算で計画がされている琵琶瀬展望台と霧多布岬の看板設置の財源はふるさと納税基金を充てるっていう事になっているようですけれども、国の交付金の対象にならないのか。もしなるとすれば組替え予算が出てくるのかなと思います。その辺どうなるのかお知らせをいただきたいと思っております。

また新たな景勝地の関係ですけれども、考えられているのは今園地としては10カ所

ぐらいを予定してそれ以上増やす考えはないということをおっしゃっていただきましたけれども、私は新たな景勝地として東京の知人から進められた場所があるのですけれども紹介しますが、旧榊町展望台です。旧榊町展望台については海、砂丘、海岸、陸、湿原、段丘、丘が横串に見えるという場所で、地球誕生の歴史そのもので海だったのが後退していつ、今の現状ができたということである。いろいろな沼ができていますので、あの場所から一目瞭然でこういう場所ってすごいなと、貴重だという話がされております。今現状的には展望台はもう老朽化し撤去していますので、あそこから見る景色という本当に素晴らしい景色なのですが、防霧保安林ということで、木が成長して枝葉が出て見えなくなってしまうので、切れということではできないでしょうから枝を掃うということで見やすくするってことをしたり、展望台が無くなっているわけですから、ベンチを置いてそこで座ってゆっくり地球誕生の歴史が見られるような場所ということで、是非、そういう場所を残すためにちょっと手を加えて整備して欲しいなという話もあります。それと若山林道から見る霧多布湿原の眺望も非常にいいので、場所を選定し加えたらどうかという提言もありますので、あくまでもこれは提言ですので、検討していただけないものかということをお答えいただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まず1点目の看板の予算の関係でございますが、先ほども答弁いたしました。令和3年度で計画の協議に入ります。交付金が決まるのはその後になってしまいますので、3年度の看板は一般財源で予定しております。看板の財源にふるさと納税は使わず町の予算で対応したいと考えております。

それと榊町の展望台を撤去したところでございますが、ここにつきましては園地の計画に入っておりますので、その中で検討できるかなと思っております。若山林道については初耳なので今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） そのようにお願いをしたいと思います。次に国定公園の指定区域の規制について触れたいと思いますけれども、配られたパンフレットを開きますと普通区域も含まれると思っております。それで国定公園指定区域の景観を保全するのに、重要な役割を果たすことになる浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例が12月定例会で制定され4月から施行されることとなります。景観保全に対して有効な施策を条例化できたなということで、大変担当者の方々に敬意を表したいと思います。

す。この条例で定める発電施設の設置を禁止すべき区域として町長が認める区域、法令による規制区域を除いてですけれども、町長が認める区域はどの区域を指定しているのかということで、条例制定後の規則に定めてダイジェスト版で町民周知するとしておりますけれども、具体的な規制区域は今だ示されていない。町広報やホームページで示されているのは、条例を小さくまとめた部分の説明しかされていませんので、きちんとダイジェスト版に落として説明できるようにしてほしいなと思います。そういうことで環境が保全されていくと思いますので、その辺の答弁をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。まず条例を制定して規則で定めるということで、広報等で周知したと思っておりますけれども、定めた場所は法的に完全に規制されるということが実際のところはございません。今回の条例に基づきまして、ここはだめだよという条例にしましたので、そこは法でこういう区域という区域の指定はありますけれども、その区域が絶対施設を整備したらだめだよという網がかかっていませんので、今回の条例の整備で、法で定められた場所なので町の方でそこはだめだよということの強制力を持たせることができたと思っております。禁止する区域は現在のところを条例から規則に委任かけておりますのでその部分についてお答え申し上げます。地すべり防止区域、急傾斜、崩落危険区域、土砂災害警戒区域、特別警戒区域、保安林、国指定史跡名勝天然記念物所在地となっております。今の5カ所につきましてはきちんと対策をすれば施設を整備することは今までは可能だったのですけれども、今度、町の条例で規制ができるということになっております。実際、今までは条例ありませんでしたので、今回の条例におきましては、町へ届けを出すということも必要になりますし、近隣住民ともきちんと調整しなさいという条例なっていますので、そういったところで抑止力にはなるのではないかなと思っております。

また後段の御質問でございますけれども、公園区域内の禁止区域として指定することですけれども、当然公園区域内は私有地でございます。当然、所有者の権利もございましてその辺をきちんと御理解いただかなければいけないということがありますので、その辺を調整しながらなろうかと思っております。参考までですけれども、FIT法が改正されておまして、去年4月以降は新たな申請はございません。現在の法律でいきますと、10キロ以上の整備については30%以上を自家消費し、更に有事の際には地域の方に使ってもらえるようにコンセントを設置するとそういう改正がされ

ておりまして、去年の4月以降は新たな申請はないという状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） ずんずん時間がなくなってきていますので、先ほど言われた地すべり区域とかは地すべり防止法とか保安林は森林法とか指定史跡名勝天然記念物は文化財保護法とか法律に基づくものですから、これは当然規制の対象になるのかなって思っています。私が言いたいのは、条例の第8条に定める禁止区域を指定をして、事によって第9条では禁止区域の変更や解除等ができるわけです。これを指定しておくことによって、町長の執行方針で述べた中での景観計画や景観条例の役に立つのではないかなと思っています。

それで、たまたま聞いた話なのですが、旧干場のところに太陽光施設ができて、風の通りが悪くて昆布が干せないという影響もあるようです。今後、この条例に基づいてある程度そういう場所も含めて規制さえしておけば、そういったことも少なくなるのかなって。今のところは12月の条例で制定してから申請がないということですから、抑止力になっていることは認めますので、今後その辺のことも含めて検討していただきたいということだけ申し添えておきたいと思います。効果があるということは十分認めておりますのでお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。第9次行政改革の重点施策について伺いますが、令和3年から3カ年の計画になります。これの重点について伺っておきたいと思えます。それから定員管理の見直しに係る機構改革については、12月定例会で答えていただいておりますけれども、4月1日付けの職員の人事異動に合わせて機構改革をするのか。または3年度中に機構改革案を作って令和4年4月1日からの実行を目指すのか伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。初めに第9次行革大綱における今後3年間の方向性を定める行革推進の重点とされるものがどのようなものかということでございますけれども、この度の第9次浜中町行革大綱は、これまでの大綱の方針を踏襲するとともに令和2年度からスタートした第6期浜中町まちづくり総合計画の基本目標、第6章、地域とともに歩む創意に満ちたまちづくりの推進に寄与するものと位置づけております。大綱では直面する諸課題を整理し、1つ目には人口減少社会への対応、2つ目には地域と行政の共存、3つ目には行財政の的確な運営の3点にかかる行政改革の基

本視点推進事項として掲げ、時代の変化に即した効率的、効果的な行政運営に取り組んでいくことを重点としています。

次に御質問にありました、機構改革についての時期や内容についてでございますけれども、今申し上げた行政改革大綱、それから定員管理計画の計画を今策定しておりますが、これらの趣旨に沿いながら、従来どおり機構における諸課題については順次整理しているところでございます。それに加え今年1月6日に庁舎が移転し町民の利便性を図りながら行った移転では、1階に窓口業務を集約するなどの課配置を考慮しながら行いましたが、議員おっしゃるとおり、現在職員においても新しい庁舎での業務についての諸課題をいろいろと認識している段階と感じております。これを一体的に機構改革していくには時間も要することと考えておりますが、現在の機構でも少なくとも住民サービスという点では、低下を招いているとは考えておりませんので、令和3年中に作業を行いながら、令和4年4月1日を目標に機構改革の作業を進めていきたいと現状では考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今、総務課長から話がありました機構改革については時代の要請によっては、住民福祉の増進や財政力を高める施策も必要だということで、ふるさと納税制度の活用にも力を入れる部署の創設による自主財源の確保や地域おこし協力隊の増員によって産業振興や福祉の増進、環境政策の重視によって、地域力を高める視点を持つことも大事だと思っておりますので、機構改革にあってはその辺も十分考慮しながら行ってほしいなと思っております。

それと事務分掌の再編による職員の適正配置を行って、課長が部下の職員に目が届くというような指導助言もきちっとできる体制を取っていただきたいなということを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。失礼しました。考えがあればいかがでしょうかということで聞いておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 時間です。時間は厳守でお願いします。

したがって、答弁を申し上げることはできません。

3番秋森議員。

○3番（秋森新二君） 初めにもう既に2カ月が経ちましたが、新庁舎開庁にお祝いを申し上げたいと思います。浜中町のシンボリック的存在になっていると思っております。町民のご協力もあつての新庁舎と思っておりますが、とりわけ御苦労されました町長はじ

め職員の皆さん方に改めてお礼を申し上げます。遅れましたが心労を重ねてこられた議長にもお礼を申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。移住・定住促進制度の拡充について御質問いたします。今後の10年間の町政運営の指針となる第6期浜中町まちづくりの総合計画がスタートしております。「笑顔輝く共創のふるさとを未来へ自然とともに生きる豊かな大地と海のまちはまなか」をテーマに、その実現に向け「地域を支える地場産業の振興」「災害に強いまちづくり」「若い世代の子育て支援の充実」の3本の柱からなっております。

「創生総合戦略」では、地域産業の振興を中心に若者の定住対策と出生率の上昇への適切な対応が重要とされております。浜中町の二大産業の1つ、漁業であります。漁家戸数は昭和60年1985年から減少が続き、平成27年2015年には521戸とピーク時の7割まで減少し、従事者数も昭和60年の2252人から平成7年には1035人まで減少しております。中でも昆布漁家の減少が著しく、高齢化等の理由により漁家を離れる方が今後10年間で相当数見込まれることから、新規漁業者の受け入れ制度の確立が必要であり、以下について伺っていきたいと思います。

支援内容であります。他町村が実施している制度を参考にしました。10年後20年後の漁業を見据えれば、理解が得られる範囲と考えておりますので伺ってまいります。

「漁業担い手支援」としてIターン漁業者定住支援ということで独立初期投資100万円。これは50歳以下の既婚者を対象にしております。本当はちょっと増額したいところでありましたが、研修支援の助成も考えまして控え目にいたしました。それから経営支援であります。漁業が危険を伴う作業であり、また漁業形態も幅広くなっております。どうしても研修が必要となります。そこで漁業技術、海技免許の取得等に月額3万円を3年間支給。これは北海道漁業研修制度ありますが、これを併用していきたいなと思っております。この研修は道が行っている漁業研修制度ですが、これは国の予算も入っております。漁業に向けた唯一の支援制度だと思っております。これには雇用型と独立型がありまして、雇用型が1年で141万円以内、独立型3年で846万円以内になっております。これは雇用する方に出るお金で新規漁業者が来ても、雇用されるとこの制度を使って賃金を払うということとなるのだと思いますが、新規漁業者には新たな制度を作らない限りは雇用という形です。独立するときは当然お金かかりま

すから大変なのですけれども。

それから、担い手家賃補助は研修期間中の家賃の助成でありまして、借家を借りたら当然お金がかかることから最長3年間、本当は1万円から3万円くらいの範囲で助成が必要かなと思っております。

それから、漁業者担い手支援住宅整備は中古住宅含めて住宅の整備が必要かなと思っております。利尻富士町でこの制度を使って、4棟ほど作っております。地方創生拠点整備交付金の活用であります、これは補助率2分の1だそうであります。ということでここまでの考え方を教えてください。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。これまでの漁家数の減少及び、今後の減少についても承知しているところであります。現在まで水産行政としての対策は、浜中町漁業後継者就業交付金事業を実施して後継者対策として事業を実施しております。今議員の御指摘ありました、利尻富士町が実施している事業については参考にさせていただいております。しかし今後の支援につきまして役場内で協議したところ、今回の支援につきましては、浜中町と浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合、また両組合の青年漁業士も参画しております、浜中町水産振興連絡協議会の中でこの制度について協議していきたいと考えておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 考えていきたいという期間といいますか、それはいつまでの話なのか再度確認させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。期間という御質問でございますが、この度の29年度から行っております漁業後継者の交付金についても、どのような制度がいいかということで大体2年ぐらいかかっております。ですけれども、漁業者が減ってくるということも承知しておりますので、1年くらいの間にもまず結論を出したいなというふうには考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 北海道が出しております2021年に出した冊子であります、漁業担い手育成という冊子であります。課長は持っていますよね。中に利尻島の就業者支援と初山別村の支援制度の内容が書かれております。利尻島は、利尻富士町と利尻町

が島の中に2つの町があります。どちらかと言えば利尻町の制度の方が充実しているという印象なのですが、新規漁業者を受け入れる道内の町村の中では、先進地だと思っております。27、28人の方が従事されていることでもあります。この冊子の中身を大雑把でもいいのでその制度内容も含めて利尻島と初山別の内容を発表してもらえますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 北海道が作っていますパンフレットにつきましては、先月の2月に来たものになります。初山別村におきましては親方制度と言いまして、漁業を担いたいという方が親方の下について漁業を勉強しながら次の新規の組合員となるために、学習していくということになっていると思っております。その中でまずは養殖コンブ漁、ウニ、ナマコの磯採り漁をし、頑張ればまず年収650万円程度の収入がもらえるという説明がございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 初山別村は危機感のある制度内容になっています。利尻島の方はまだ余裕がある感じがします。初山別村で唯一の就業者が地域おこし協力隊の人になっています。これから1年かけて検討していただけるのだと思いますが、漁業としては参考になるような内容を初山別村はやっておると思います。新規業者が入って、この人はなったのですけれども、これからなる人に対しては初山別村では今漁業者としてやっている方が高齢で辞めていくときに、財産の船や干場や倉庫とかをその人にスライドして譲るという取り組みを今しようかということでもありますので、参考になるのではないかと思います。是非ともやっていただきたいと思っております。

漁業の衰退がやはり漁業者の減少にも繋がっております。それが町の方にも影響を及ぼしているということではありますが、日本海の各町村の支援状況を調べてみました。利尻礼文島から始まるのですけれども、今、利尻島を紹介しましたが、日本海側で漁業の衰退で町村合併が進んで、併せて漁業協同組合も合併を余儀なくされております。そういう中で支援制度を実施しているところ礼文町、利尻町、利尻富士町、初山別村、羽幌町、稚内市、増毛町、石狩市、神恵内村、泊村、寿都町、島牧村、せたな町、奥尻町、上ノ国町、松前町、福島町、知内町、木古内町、様似町、浦河町、えりも町の22ないし23の町村が支援制度をやっています。その中で条例を作っているところは、利尻町、島牧村、せたな町、福島町が条例制定をしております。こういう日本海側の状況を見る

と、今太平洋側も資源の減少等や高齢化が進んで、第二の日本海側になるのではないかと心配されています。

漁業者の現状は、我々の地区だけでも10年後には12、3人、20年後には60人くらい減少するのではないかとこの考え方をしております。当然、浜中の漁業形態も同じですから、そういう現象が進みます。日本海側も合併が平成16年頃にやっていますから、今言った初山別がやっと今やり始めたのですよ。みんなはっきり言ってやっているけれども、なかなか進んでないという実態ですから、できるだけ状況を考えていただいて、浜中町も取り組んでいただきたいと思います。と、思っております。

次に次男対策であります。同じような内容になりますが、521漁家の内に何件か次男が入って漁業経営をしている家があります。結婚したら当然、分家になって独立していくのだと思いますが貴重な存在です。経験も豊富ですし、即戦力になりますからこういう貴重な方を是非とも親の負担もある中で町が応援をしてやってほしいなと思っております。それで、定住支援として独立初期投資150万円、経営支援金月額5万円を2年間支給に対する考え方はどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。議員おっしゃっていることにつきましても内部で協議させていただいております。その中でも後継者対策ということで、平成28年にアンケートをとって補助をはじめた経過がございます。その中でもこの次男の時はどうするのかという話し合いもされております。ただやはり町に財源がございますので、まずは後継者の方1世帯につき1人ということで決めさせていただいているのが現状であります。このことにつきましても協議会の中でお話ししていきたいと考えております。

水産振興につきましては、まず各漁業協同組合の方から今回の新規の考え方について伺っているところであります。まず浜中の組合からの御意見ですと、毎年5名から7名が脱退しており当分の間続くと思っております。しかし、ある一定のところ安定するのではないかと思っている。組合の減少により組合員が1年間する業種が増え、1人当たりの漁業収入の増加が認め、安定した漁業経営が実現されるというふうな御回答をいただいております。次に散布漁協からの回答になりますが、145名のうち高齢化または後継者の不在の脱退が今後10年間で40名、20年間で60名が見込まれるということで、散布組合は新規を入れていきたいという方針であるとは伺っております。今後につ

きましては先ほども申しましたが、新規のあり方、次男のあり方につきましては、漁業士の方も入っている協議会の中で今後1年間かけてどのようにしていくかということを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 人口減少対策は、行政のやることですから、地元の意見も大切だと思いますけれども、地元の意見を重要視していくと、人口減少がどんどん進みますよ。詩人の相田みつをさんが「うばい合えば足らぬ わけ合えばあまる」という詩があるのですけれども、考えていただかなければ漁業が衰退しコミュニティーもなくなるという不安があります。コミュニティーが無いところに若い人来ませんよ。ですから、やはり行政が積極的に進めないとだめだと思います。

次にいきます。浜中町がやっている安心住まいる事業を参考にしましたが、500万円以上の新築住宅購入に150万円助成、地元業者地場産材で50万円の加算、子ども1人につき20万円の加算。200万円以上の中古住宅購入80万円の助成、子供1人につき20万円の加算、150万円以上のリフォーム費用に30万円の助成というふうにしていますが、一応伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 漁家次男支援の安心住まいという部分でお答え申し上げます。現在本町で展開しております安心住まいる促進事業でございますけれども、平成27年度からスタートしてございまして、住宅の新築及びリフォームを行う方に対して一定の条件を満たした場合に助成金を交付してございます。助成の内容としましては、住宅の新築または建て売り住宅の購入で500万円以上の経費に対して一律30万円を助成。住宅のリフォームに関しましては、10万円以上200万円未満の経費に対し、その10%を助成。また、200万円以上のリフォームに対しては一律20万円を助成。さらに、水洗化改造工事につきましては、10万円以上30万円未満の工事に対してその10%を助成。また、30万円以上の工事費に対しましては一律3万円を助成という内容でございます。

助成を受けるに当たってはいずれも1つの住宅、または1人につき1度限りで町内の建設業者と請負契約を締結した方など条件が必要となっております。今回の漁家次男支援の提案ということでございますけれども、現在実施している安心住まいる促進事業につきましては、特段一部の分野に限定しているわけではございませんので、全町的な

範囲で実施しているものでございます。この既存の安心住まいる促進事業につきまして
は今後においても、これまでの内容に沿った形で実施を継続してまいりたいと考えてお
ります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） この際暫時休憩します。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

町長。

○町長（松本博君） 先ほど建設課長から答弁しましたけれども、質問というか、安心
住まいるという言葉出てきたものですから、うちでやっている安心住まいるの事業に絡
んで今までやってきていることに対する変更なのか、今やっている事業が悪いので変え
てくれという質問なのか担当課長としては悩みました。そういう意味で、これがもし新
たなものだと漁業者専用のものだとなってくると、作るかどうかと言うよりも、もし必
要ということであれば、まず地域要望というか組合からの要望っていうふうになるのか
と思うのです。今のところでできるかどうかという質問だったら、急に言われても難し
いと言うし、いや、どうしても答えがほしいというなら今はだめだという答えにしかな
らないような気がします。ですから先ほどの質問も含めてなのですからけれども、水産課長
は答えたのはしっかり地域の人達、それから組合含めて協議していく課題だろうという
ふうに位置づけて答えたはずなのです。ですから、そのことという質問なのか提案
なのかっていうことの部分でちょっと判断が難しいですから、今の制度で悪かったら悪
い。また、新たにこういう制度としては付けてもらいたいっていうことであれば、しっ
かりと地元から要望も上げてもらって、これからやっていきたい、検討していきたいと
いう回答になっていくかも分かりません。よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） ただいま初めて本議会では、反問権が行使されました。

今町長言われたとおりあくまでも質疑ということで、存念ということは自分の気持ち
はわかりますけれども、あくまでも質問という形でお尋ねをいただきたいと思います。

秋森議員。

○3番（秋森新二君） 先ほどの安心住まいるの話であります。町でやっていること
は十分知っています。新規漁業者を受け入れるというまた次男対策も考えて増額をして

ほしいという提案だったのですよ。安心住まいるの前に新規漁業者を受け入れる制度自体がこれから検討しますという話ですから、だめだと思ったのですけれども、一応確認しただけなのですよ。最初から良い答えが返ってくると思っていませんが、あくまでも提案です。

ちょっと時間的に余裕があるので、先ほどの両漁協の温度差があるとのことでありますので、難しいだろうと思いますが、人口対策・少子化対策は行政のやることですから、漁業の方の片方の組合がちょっと制度待ってください、新規漁業者の受入れは勘弁してくださいってということがあったとしても、将来をやはり見通してもらって、考えるところは考えてもらわないとだめだと思います。それは私の考えですけれども。

日本海側の自治体で支援対策制度を作っている中で危機感を持っているなという町を1つ、2つ紹介させてください。渡島管内に木古内町があります。人口が3800人でこれは1市2町の合併町村なのです。3町を併せて4547人になっているのですが、農業者数が117人、漁業者は44人なのです。主要産業は今もう漁業でなくて畜産業になっています。函館和牛というような有名な肉牛であるようです。

漁業支援の制度なのですけれども、新規漁業者2名を公募しているのですよ。移住支援制度で世帯での移住の場合100万円、単身の場合は60万円、対象要件は直近5年以上、東京23区の在住者、その他に地域おこし協力隊も対象になっています。

支援内容であります。昆布養殖・ワカメ養殖・ウニ・アワビ・定置漁業です。最長3年間研修として町が雇用するのですよ。月額24万7000円の支給で諸手当も含んでいます。3番目に独立に必要な資格取得経費全額を町が負担、取得資格の中身であります。一級小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水土、丙種・乙4種類危険物取扱の取得、フォークリフト、玉掛け技能、小型移動式クレーン、食品衛生責任者、まだもうちょっとあるのですけれども、こういうところの資格が取得できます。独立後の充実サポート制度として、一次産業後継者支援事業補助として町内で独立した漁業者に毎月6万2500円を最長5年間です。漁業者チャレンジ応援補助金として漁船の中古船を含むのですが、漁具等の購入費を2分の1助成する制度をやっています。危機感があると思います。44人ですよ。浜中町はそこまでいくとは考えていません。

それから、今話題の寿都町であります。業界誌にも載ったからみなさま知っていると思いますが、担い手確保支援事業を平成30年に新設しているのですよ。雇用型と独立型があって雇用型は、3年間の長期研修中の就業者に対し月額3万円から5万円の支

給。独立型は3年間の長期研修中の就業者に対し月額12万円から15万円を支給。3年間の研修終了後に独立を目指す場合、自立支援として2年間月額5万円が支給されます。満50歳以下が対象です。このような手厚い支援を寿都町がやっています。寿都町は漁業協同組合の役員も辞職しています。今、大変な状態にあるようでありましたが、寿都町も漁業に関しては危機感を持っているようでありました。独立型の話ばかりしていますが、雇用型も必要だと思っています。

今は浜中町のお陰で両漁協にホームページが開設できるようになりました。来年度から本格的にしようと思っています。光回線が通るのが来年ですので。漁業で制度ができた場合、制度が出来なかったらとってホームページで求人を出せませんから、まず制度が確立したら、1年の雇用の求人を出せるようになるのだと思います。その制度に期待というか憧れてもしかしたら、漁船漁業に乗るそういう雇用者が来るかもしれません。マッチングの機会を制度ができれば、漁業協同組合でも1年雇用くらいはやっていけると思います。求人を求められるのですよ。そうなると来てもらった方は、浜中町良い所だなんていうことで、もしかしたら独立するために残る人もいるかもしれません。残るにしても、賃貸に関しては、助成も必要ですから、それがなければいつまで経っても新規の人は入って来られないと思っています。漁業者に対しては国もあまりさっき言った研修制度以外にほとんどないですよ。酪農に関しては、手厚く支援しています。今回だって、農業次世代人材投資資金を出していますよね。これ手厚いですよ。最長5年間150万円ですからね。これはもう浜中町でも、新年度から取り入れるのですか。原則49歳以下ですから、浜中町は45歳ですか。いろいろ制度を出しています。酪農これだけですけれども、それから出産育児一時金も出産費用が高い東京に合わせて50万円の出産育児一時金を出すようになるようです。今浜中町は42万円ですから。国も地方創生ということで、東京からなんぼでも人を出そうとして、農業に関しても手厚い制度をしているのだと思います。ですから漁業制度を作っている自治体が日本海側にありますので、それを参考にして就業者が増えるように人口が増えように、やっていただきたいなと思います。

次にいきます。町長に今の漁業支援に関してはこれが最後の話になると思います。一つ考え方を聞かせてください。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、日本海側の先進地のお話をお伺いしました。それと農業の話

もされましたけれども、私の経験している農業しか当然知りませんが、まず、浜中町でやった新規就農に関していえば組織が組合ですけれども、組合がそのことを認めた。最初単独で7戸ほど酪農やりたいという人たち含めて入れました。そして組織では相当揉めています。そんな人たちが出来るのかって結果的に7戸入って成功しました。その時は浜中農協は一生懸命集めていましたから人が来たのですよ。ところがこのことをやると他の町村も集め出したのですよね。そしたら研修生が来なくなってしまい取り合いになったのですよ。そしてそれから農協としても、酪農させるためにも研修させなきゃならないと。一人前にさせなかったら酪農家になれないということもありました。それと、離農した後に入ってきますから地域でも、その理解が求められました。組織も求められる、地域でも了解は求められるというのが、歴史として30年前に始まった条例なのですけれども、条例の前から7戸ほど入って、その結果がそういうことになってそして研修牧場が出来ました。そして、今日まで至っています。その中で相当大きく揺れたときもありますけれども、結果的に今、残っている人達は37戸います。そして、入ってきた人達は47戸いるけれども、37戸くらい今残っているという状況です。今浜中町の酪農家の率でいくとその人達は24～25%になります。そういう意味からすると新規就農が入って、今、浜中町の酪農がしっかりできていると思っています。

それで今、新規就業含めてやるとすれば、本当に組織もしっかり理解し新しい漁家を作ってもいいよと。そして権利も含めてやっていこうとさらに、地域の人たちもその迎え入れて、一緒に育ててくれる環境がまず新たに入ってくるとすれば必要かと思えます。それと先進地である寿都町などを含めてそこがいいということであれば、しっかり勉強しにいきたいと思えます。それと産業振興については町だよって言われても、やはり組織漁協と町が一緒になって、していかないといけないと思っています。2つの団体が足並み揃えることが出来て新たに道が開けてくるのでないかと思っています。そういう意味からするとまだまだ今情報もらって資料を見ているけれども、しっかりこれから漁組の方々と水産課も含めて協議もさせてもらいますけれども、そして新しいとこに勉強しに行くことも含めてやっていかなかったら、将来に繋がっていかないとと思えます。そう簡単に新たな漁業者を入れるということは大変厳しいという状況かと思えますけれども、しっかり連携して協働してやっていく必要があると町長は思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。時間が無くなってきましたので、この後5番議員がこの件に関して質問すると思いますが、私たちの地域はあまり新規漁業者が入ってきてもアレルギーないのですよ。なぜかと言いますと昭和29年に魚田開発基地を作って相当数の人が入植していますから、辛くて耐えられなくて出て行った人も結構いるのですけれども、そんな中にまた地元子弟関係や分家なった人が入ってきて丸山地域を形成していますので、アレルギーというのは無いのですよ。この後5番議員からも質問あると思いますが、私の地域に2人今新規漁業者が入ろうとしています。1人はもう入っています。29歳で子どもが2人いまして雇用なのです。住宅も取得して、築40年以上の住宅なのですが途中でリフォームをしていますので入れる住宅なので、入っていますけれども倉庫や物置が解体されて無いのですよ。倉庫自体が無いのですけれども、昆布を獲りたいと言っています。今年から拾い昆布をしたいので、どういう申込みになるかという問い合わせが一昨日来ていまして、やろうという意欲はあるのですが整っていないのですよ。気の毒だと思っています。この後5番議員から別な話があると思います。しっかり受けとめていただきたいと思います。

もう1つ就職支援なのですけれども、霧多布高校卒業生が地元で就職した場合は、月額3万円を3年間支給して欲しいなと思いますけれども、浜中町では産業後継者以外は就職は狭き門だと思っています。希望する理由として職種がないだろうか、いろいろな理由があるのだと思いますが、もし漁家を手伝うとか地元の企業に就職したとか、今回も地元に関係が残っていると思いますが、残った人に支援してもらいたいなという思いがあったものですから、アイデアの提案をしました。どうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） 議員の提案であります。今年の卒業生なのですけれども、12名の卒業生が町内就職ということで、その内の4名が町の職員として内定を受けております。それと地元産業団体と民間企業に1名ということで、例えば現行の後継者就業交付金支援で十分に手当てされているのかなと思っております。必ずしも必要なものではないと。例えば役場職員、産業団体に就職した卒業生に対してもそういう支援をするのかとか、そういう課題がありますので即答はできないかなと思っております。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 分かりました。移住相談ワンストップ窓口は省略します。できれば移住相談を充実した内容になって相談が殺到するような制度にしてもらいたいな

と思っています。

子育て支援の拡充について伺っていきたいと思います。松本町長が進めてきた全産業の後継者交付金制度や高校生までの医療費の無料化など、画期的な政策もあり子育て支援も進んで一定の成果が現れていると思っています。しかし今、日本社会の大問題になっている少子化等人口減少にブレーキがかかっていない。社人研の将来推移ベースとした浜中町の将来の人口見通しは、合計特殊出生率と移動率を改善する対策をとっても、2020年の5664人が2030年には4857人、2060年には2740人と厳しい数値となっております。浜中町は人口の将来展望として、現在の合計特殊出生率1.54を令和7年までに人口維持の目安とされる2.07人とすることを目指しておりますが、数点について伺いたいと思います。

支援制度の出産祝金の拡充であります、創生総合戦略のKPI評価書でも出産祝い50件としております。合計特殊出生率の分母となる15歳から49歳の女性の数が1つのポイントになるのだと思っておりますが、支援を拡充することで、目標達成越えをし、出生率も上がると思っています。女性の方々が浜中町で子育てをしたいと思うような環境になるよう第一子10万円、第二子20万円、第三子30万円、第四子以降は10万円加算ということで、出来ないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。出産祝金につきましては、平成27年度から子育て支援の一つとして新生児1人に対し5万円相当を町内で使える金券という形で支給する事業として実施しております。一方同様の事業を他町村でも実施されているというのは承知しておりますが、支給される対象や金額もその市町村の状況に応じて様々であるという状況であります。金銭的支援ですので、当然多い方が喜ばれるとは思いますが、5万円一律ですけれども、そればかりということではなく、その他の子育て支援政策との優先度合いや財源確保の問題もありますので、検討が今後必要になると考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 確かに祝金は多ければ多いほど頑張ろうかなってという人もいます。第三子100万円という地域もあります。出生率の話になりますが、浜中町は1.54、別海町は1.86、標茶町は1.73で産業に充実していると出生率も高いのかなという認識はあるのですけれども、その辺の認識はどうなのでしょう。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問ですけれども、議員おっしゃるとおり地域の産業がしっかりしていれば出生率も高いと考えております。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 出産祝金は今5万円ですけれども、できれば10万円、第二子20万円、第三子30万円というような内容にしてほしいなと思っています。

飛びます。本当は予防接種ワクチンの無償化を高校生までとか入学祝金を小学校入学児童1人につき3万円、それから高等学校支援として生徒1人年額5万円を在学中3年間支給というのは、質問しません。

子育てひとり親支援について伺います。中学生までの子どもを養育しているひとり親に対し、年額5万円を支給。第二子以降ひとりごと2万5000円を加算するという提案であります。今3組に1組の夫婦が離婚していると言われております。母子家庭が120万世帯以上に上るとも言われております。地元にも親に面倒を見てもらいながら働いている方、また借家を借りて子育てをしている方もいます。現状の母子世帯、父子世帯は浜中町ではどれくらいの方がいますか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 実数ですけれども、児童扶養手当貰っている方と受給権がある方ということでお答えさせていただきますけれども、父子世帯も入って48世帯となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ひとり親世帯に対する支援はどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） ひとり親家庭の経済的支援につきましては、まず北海道が支給している児童扶養手当がこの方々にはあります。18歳までの児童を監護する保護者に対して支給されています。経済的支援ということで所得の状況や子供の数とかで支給されている制度であります。浜中町における助成内容について若干お話しさせていただきますと、ひとり親家庭の児童に対する医療費の無料化は18歳まで、それとお母さんについても状況に応じて助成しております。それと住民税非課税のひとり親家庭に対しては福祉灯油ということで、灯油100リッターの購入助成を行っております。それと生活支援助成として1万円分のピリカ商品券を配付している状況であります。経済的

支援という部分ですけれども、昨年ひとり親家庭への生活給付金を支給ということで1世帯10万円させていただきました。これはコロナの交付金を活用いたしまして、コロナ禍の影響があるということで生活支援ということで実施しています。これについては障がい有する方の世帯も入っていますから、実際先ほど48世帯と言いますが、対象者が60世帯で60世帯に支給しております。現状の支援内容はこのような状況になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） できることであれば、支援していることは分かっている上での要望でありますので、もし48世帯の方に対して出来ることであれば、もうちょっと手厚い支援があってもいいのではないと思っていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は欲張って多くの支援制度を求めました。あまり実になるものはありませんでしたが、裏づける財源の必要性も十分認識している上での要望でありました。産業の安定が基本だと思っています。そういう中で現在の少子化対策が産業とセットと認めていまいので、地域コミュニティーの無い所には先ほども言いましたが若い人はやはり集まらないというふうになってしまうのだと思ひます。できるだけそのことは避けていきたいと思ひております。まだまだ漁業は余裕がありますから、そういう中で20年後30年後を見据えた、支援制度対策をやはり取っていくべきだと思ひておりますので、再度町長の答弁を伺って終わりたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、多くのことで子育て支援という部分では集中して提案していただきました。私ども今回こういう議論してやっていますけれども、もう少しこの子育て支援するにあたって多くの人から声を聞くということも必要なかなと思ひています。町長として生意気ですけれども、しっかりやっている方だろと思ひているのです。私の頭の中では、ただ、こういう世界で議論して、そして決めて合意を得てやっているともっと広い世帯から聞くべきだし、本当に子育て世代から聞かないとだめでないのと感じてきているのですね。それとこの前新聞に出ていましたけれども、女性議員がうちの町はゼロとってなっていました。まだ釧路市と釧路町は6人ずついるということで、これも足りないじゃないかという指摘もされました。是非、これからの構成含めて女性の参加も含めて、していかないとならないのかなと。特に農業あたりでも理事で入れて

いく、農業委員会でも女性というふうになってはいますが、ただ人が少ないのですよ。率が悪いのですよ。1人だけ置いていても浮いている状況になっているのではないかと考えています。そんな意味でぜひ町のいろいろな団体、協議会を作りますけれども、これからそういう視点も含めてまちづくりをやっていかないとと思います。産業振興についてはしっかり産業団体にもしっかり頑張ってもらい、町もしっかり応援するし、そういうスタイルで進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 2項目にわたって質問したいと思います。1項目は、漁業者の新規就業者を受け入れる条例の制定について。2項目は、新庁舎の展望所を浜中町の景観の一つに活用してはどうかという質問であります。

それで1項目なのですけれども、私の前に質問された3番議員さんと同じ項目で、新規に漁業をはじめの方への支援制度ということで、前の議員が質問しましたが、私3番議員が相談して出そうやと言ったようなことは全くありません。それだけに、彼は漁業者で漁師で組合長でもあります。私は、前に標茶町の弥栄小中学校という山の中の教師をやっていた時に50戸全部が酪農家の子ども達でした。それからあちこちよって、最後にやってきたのが霧多布中学校でした。霧多布中学校は漁業の町っていうのか、そのものだったと思います。夏の昆布が始まると男子が半分以上登校しないで、沖採りに行っていたのですよね。年間30日間昆布漁があるのですけれども、そこには30日間だけなので1、2時間目は授業にならないから諦めるしかしょうがないという感じで、10月過ぎてから受験する者は徹底的に放課後も時間作って、勉強するっていうようなものでした。最後の散布中学校では、今日はアサリの調査があるぞって言ったら子供たちは1時間目からゴムカップを着て長靴を用意してもう男も女も浜の母さん父さんのような格好してやってくるのです。これはやはり漁業の町だっていうふうに私は思ったものです。今日はちょっと前置きが長くなりましたけれども、やはり酪農と漁業の町と言うことで、酪農では新規就農者の誘致条例っていうのが既にできてもう20年くらいになるのかなと思います。その結果、酪農の皆さんは新規就農でやってきて、先ほど数字が出されていましたが、8割方残っているという状況がありまして成功しているなど。私は今回漁業に新規就農者のような形で町と2つの漁業協同組合が組織作って応援して何とか新規に漁業を始める人達が、苦勞なく苦勞はつきものなのですけれども、前に進んでいけるというような条例を是非作ってもらいたいと思ひまして、質問に

立った訳であります。それで細かな点で質問したいと思うのですが、1点目は浜中町は過去に昆布の生産高が日本一を誇る生産地でありました。今日でもその地位は保持されておりますかという質問です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 昆布の生産量についてお答えいたします。浜中町の昆布の生産量につきましては、データとしましては昭和33年からデータを持っております。しかし他町村のデータにつきましては平成3年度からしか持っていないものですから、昆布の生産量につきましてはマリネット北海道に掲載されております統計を確認いたしますと、ホームページ上では平成3年度以降につきましては日本一になった年はございません。その要因としましては、平成16年に函館市が市町村合併を行いまして1市3町1村の5自治体が合併しております。浜中町の漁業就業者が799名、函館市が2458名のため、3倍の漁業就業者がいますので、これを上回るとは非常に難しいと考えております。また、議員おっしゃっているのは天然コンブ日本一ということではないかと思えます。そのことにつきましては平成8年と平成9年の2カ年が天然昆布日本一ではないかというふうに考えております。この2年間にしましては道南の南茅部町があるのですけれども、そちらは昆布の生産量が多いのですが、7割が養殖昆布ということになっておりますので、浜中町がこの2年間の天然昆布日本一と考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 南茅部が単独であった時も浜中町と南茅部が、競っていたのですけれども、市町村合併で一緒になって日本一というところから、もう引いたということだと思います。それで昆布の生産量はピークでこのくらいで、現在はこのくらいだという数字は示していただけないでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。1番昆布が採れたのは昭和37年5400トンそして直近の出ている数字が令和元年になりますが、こちら両協同組合を合わせまして1334トンという数字になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 今言われたように、片や5400トン、現在では1334トンという数字なのですけれども、これは分かりますでしょうか。令和元年の1334トン

というのは、成昆布の終了日が10月10日とか15日とかありますよね。その時にはほとんど獲り尽くした量なのか。それから、昭和37年の5400トンも当時で言えば、ほとんど成昆布の採り終った時には、9割以上は獲っているという数字なのかお願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。昭和37年のことについてはちょっとお答えすることが難しいと思いますが、今年の昆布のことにしましては、散布の方では昆布が非常に厳しかったということは伺っております。ただ浜中漁協にしましては、私も親戚のところに昆布干しに手伝いに行っておりますが、今年に関しては最後まで昆布がモッコの数なりますが2つから3つありました。私の親が昆布をして手伝っている時は最後は全然昆布が採れないリアカー1台くらいとかっていう状態でございましたので、今年については、昆布は獲りきれず残っていたと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 浜中町は何と言っても根付漁業で昆布が主体でずっとやってきました。それで、新規就業業者を募集する時も昆布漁業という形が主で、来てくださいということになるのかなと思います。ただ、沿岸漁業や沖合漁業に出る方にもやはり道を開くような制度も考えてもいいのかなと思います。私は今回質問する中身は、漁業者の昆布漁を主とした方々の新規の漁業者ということで質問していきたいと思います。それで、5400トン採れた時代と現在では漁業者の数は相当減っているのかなと思うのですが数字の方はいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 組合の推移になりますけれども、現在手元に平成元年からの数字しか持ってきておりませんが、平成元年で浜中漁業協同組合におきましては579名、散布漁業協同組合におきましては197名の合計776名です。そして令和元年になります、浜中漁業協同組合は333名、散布漁業協同組合は145名の合計478名という数字となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 今昆布の生産高とそれから漁業者の世帯数の数字を示していただきましたけれども、今の状態で漁業者の新規就業業者として浜中の海に入ってくる余地はあるのかどうかという点ではいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。先ほど3番議員さんにもお答えいたしました。このことにつきましては水産課が把握するために各漁協に確認しております。お答えいたしますけれども、浜中漁業協同組合につきましては新規着業者を受け入れることは考えていない。また、散布漁業協同組合につきましては現在新規就業者を受け入れていることと、今後につきましても受け入れしていきたいと伺っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 漁業者が急速に減少してきていると、しかし昆布の浜に新規に漁業者を受け入れるかどうかという点では、2つの組合の姿勢が1つになってないという点は、大きな問題かなと私は思います。それで、ここで議論を終わってしまうわけにはいきませんので続けますが、私は浜中漁協でこれ以上増やすということについては望んでいないというように話しておりましたけれども、今日の浜中の漁業を見るときに漁業者のためにいろいろな施策を浜中町はやってきていると思います。例えば、若いお母さん方にとっては乳幼児の医療費無料化の問題だとか、あるいは今回議決されようとしている小学校中学校高等学校の給食費を無料にするという問題あるのです。それから他にもまだいろいろ若い人方が残ってもらうために、例えば、就業交付金などもその中に入っていると思うのですよ。そういう中で漁業者がどんどん減っていくと。そして、収量も減っていつているという状況の中で、後何年したらどうなるかということでは、先ほど3番議員がおっしゃったように後10年もしたら、漁業者の数が60人くらいになってしまうと私は聞こえてきたのですけれども、ここ浜中の漁業者の数についても、私が聞いているところではそれぞれの地域でどんどん漁業を辞めていく漁師が多いと。何人残るのかと声がたくさんあるのです。それでもって10年後、20年後も現在の漁業者がずっと残って漁業をやっていく力を持っているのかということになれば私はそういう力を感じていません。ですから、そういう面からすると組合も行政も採れるものはきちっと採り、それから、育てるものはきちっと育てていくというような目標を据えて漁業者をこれ以上減らしていくことはできないのではないかなと私は思います。増やして欲しくないっていう漁業協同組合があるようですが、こういう事態をどんなふうにして改善していくのかということについて、良い考えがありましたら述べて欲しいかなとそんなふうと思います。町長に質問したいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 多分期待する答えにはならないと思いますけれども、大変難しい課題だと思っています。これはやはり地域も含めて一緒になって考えなかったら、駄目な問題で行政だけがやって、お金だけ出せば集まって来るとのとは違うと思し、ならないと思うのですよね。ぜひこれから、まちづくり含めて今漁業の話をしていきますけれども、漁業だけじゃなくて商工業も含めて難しい局面に段々きているのかなというふうに思っています。漁業はまだ分かりませんが、しっかり経営をしていますから今の段階で浜中、散布もしっかりやっているわけですから、そういう意味では将来不安な部分はあるかも知れませんが、しっかり組織の中でも議論してもらいますし、一般の協議会の中でも話ができればそういう話になっていけばいいと思いますけれども、しっかり町づくりに含めて、うちの方で総合計画を作っていますけれども、それに沿って出来るところからやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 今町長も言われましたように大変難しい問題だと。問題を打開するにはやはり漁業者みんなで、あるいは町民も含めてこの問題をどう改善していくかの話し合いをこのことを、機会にしながら漁業者の数がどんどん減っていく事態を改善するには、どうしたらいいかという町民の課題としてやっていく必要があるなど私も思います。

それで質問を続けたいと思います。私は、新規就農者のような形で新規に漁業を目指す方については、こういう条例を作りますという方向で、是非浜中町長から言い出しっぺになって両漁協とも話し合って進めていったらどうかと思います。ところで最近漁業を目指してきた方を私は1人しか見ていないのですけれども、サラリーマンを終えて、あるいは大学や高校を終えて新規に浜中町に漁業になって向かってきた方がいるのかどうか。何人くらい最近ではいらっしゃるのか質問したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。漁業者を目指して浜中町にやってきたという方になりますが、こちらは就業交付金のデータをお示ししたいと思います。平成29年は新卒者が4名、Uターン2名、平成30年は新卒者6名、Uターン5名、令和元年は新卒者2名、Uターン2名、今年度が新卒者5名、Uターン2名、そして来年度の予定になりますが今のところ高卒の方が3名ということでお話をいただいております。

す。あと散布漁業協同組合の方から新規の方で1名入っているということは伺っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） ありがとうございます。課長から話があったように、この4、5年で結構な数が就業交付金を受けて、後を継いだりUターンで入ってくる人達も新規に漁業の方に入ってくるのと同じに見れば大した出来事だと私は思います。そういう点で今まで新規に漁業者を正面から浜中町は、漁業協同組合としても漁民としても新規に漁業を目指してくる人を歓迎するということがあったのかどうなのかという点ではいかがでしたでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 新規漁業者の募集については行ったことはございません。先ほども3番議員さんにお話しましたが、現在新規就業者を受け入れる体制というものがまだ出来ていないと思っております。その件につきましても先ほどお答えいたしました。水産連絡協議会の中で漁業者の方もいらっしゃいますので、どのようにした方がいいのかということも含めまして検討していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 検討してみたいということですので、是非精力的にやっていただきたいと思います。話を前の方に進めたいと思います。私は農村でやられているように、新規農業経営者の条例を作ったのと同じようにこの漁業においても新しく漁業を営む方に対して受け入れる条例を作ってはどうかと。どういう条例を作ったらいいかについては、今後皆さんで話し合っただけであればいいかなと思うのですけれども、なかなか漁業を知っていて漁業にやってくるという人も少ない中でどのようにして彼らを迎え入れたらいいのか。自分から進んで漁業をやりたいのだけれども、どうやったらいいのか。例えば今条例がない中で漁業をやりたいというふうになった場合に、例えば「私が漁業をやりたいと言ったらどうなるの」と聞いたら「組合に入れ。組合費を払って漁業協同組合の組合員になることが1番だよ。それから何をするのか。昆布を採るのか、あるいは沖合漁業に乗組員で将来先導になるのかという方向に進むのか、それがやはり聞かれるだろうと言われてましたがいかがですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 漁業協同組合の話になりましたので、各漁業協同組合に加

入る為にはどのようにしたらいいかということをお示ししたいと思います。まず浜中漁業協同組合になりますが、3年以上の居住、年間120日以上漁業を営んでいなければならないという要件があります。そして、資格審査委員会が開催されて、理事会に諮ることになります。そして出資金としまして、実施しようとする漁業種を行っている組合の平均の出資金が求められるということになっております。ただこの要件につきましては先ほどの繰り返しなのですが、浜中漁業協同組合の新規組合なることは難しいと組合は言っております。散布漁協につきましては、散布地区に居住していること、年間120日以上漁業を営んでいること、今後営む見込みがあるものという要件で組合員資格審査委員会でこちらも同じく審査された後、理事会に諮られるということで、出資金につきましては散布は一口5000円と、新たに組合なることが容易であると伺っております。ただ先ほど議員おっしゃいました漁業をやるということでは、漁業協同組合に付与されております共同漁業権、また養殖等を営む場合には区画漁業権というものがあります。ただ組合員になったからといっても、まず組合の理事会で権利が与えられなければこういう漁業は営めないということになっております。また、栽培漁業・養殖漁業につきましても現在許可をいただいている皆さんで目いっぱいやっている聞いておりますし、ウニ養殖に関しましては漁場改善計画と言いまして、ウニを買う量が決められております。それを改善していかないことには新たな養殖ウニ事業化は難しいということになっておりますので、それも含めまして漁業協同組合さんと権利がどう使われているかによって漁業ができるできないになってくると思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） なかなか漁業に携わっていないサラリーマンや学生が漁業を目指という点では、今の課長の話からすると大変難しいものだと思います。でも私お話しを続けたいと思います。新規にやる場合、酪農の方では研修所というのを作りましたよね。研修所で何年間か搾乳牛飼いの勉強を自分たちでも牛を飼いながら学んでいくというそういうことで、ある程度全体の酪農経営に係わる勉強をした後に、離農した跡地を利用して徐々に入っていくという研修制度があるわけですが、漁業者の場合の研修制度はどのようなことが考えられておりますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 研修制度についてお答えいたします。こちらにつきましては、鹿部町にあります北海道立漁業研修所に行くことがまずは1番かと思っております。

す。ただ議員おっしゃっていますとおり、海によって漁業というものは変わってくると思っております。私も昆布を採った最後の年代だと思っております。その中でやはり私は浜中湾で昆布を採っておりましたが、散布にて昆布が採れるかと言いましたら、採れないということで新たにやはりこの漁業をやるためには、先ほど親方というパンフレットがあったのですけれども、そういう面倒見てくれる方がいて勉強していかなければならないと思います。ただ現状ではそういう制度がないので新規を受けることができないとも思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） どこで研修するのかというとやはり海で研修するしかないと思うのですよ。そうした場合に誰に教わるかって言ったら、実際昆布を採っている人を親方にして一緒に行って昆布採りを学んだり、操船の技術、あるいは用がないときには機械の整備だとか、網作りだとかロープ結びだとかいろいろなことを学んでいくというのが、研修制度を作るとすれば研修の項目の中にそういうものがあると思います。また漁組や水産試験場から講師を招いて、海の中がどんなふうになっているのか、回遊はどうやってくるのだろうかというような鹿部町の漁業研修所に行かなくても、地元で例えば新規の漁業者を育てる研修所を両組合と役場で作るとしたのならば1週間くらい漁が休みの時に、学校を開いて皆で勉強するっていうのも一つの方法かなというふうに思います。ただ、今この問題で一つの組合が腰を上げないというようなことであれば、何とか私は将来の漁業の発展ということを考えれば、働き盛りの漁業者をしっかりと作っておくということが大事ですので他の町から浜中町に漁業をやりたいと目指してくる人たちを歓迎できるような漁業研修制度というものを是非早急に作っていただいて、前に進めていただきたいと要望して、私は次の質問の方に移らせていただきます。

次は新庁舎の2階、3階からの展望は素晴らしいです。土曜・日曜・休日も一般に開放できないかと言うのは、私の意見でなくて町の商店の奥さんから言われて良い考えだと。私も誰かお客さんが来たら連れて来て2階、3階の展望する場所から見せてあげたいという気持ちがありまして、今回質問に立っているわけです。

1点目は、浜中町には観光10景があり、観光面で相当力を入れて取り組む姿勢が見られます。庁舎からの展望は10景のみならず全景を見ることができます。観光10景に1つ加えて11景とする考えはないですか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。役場内部の打ち合わせにおきましては現状では庁舎2階、3階からの展望は開庁日のみとなっております、土曜日・日曜日・休日である閉庁日の一般開放はできる状況にはないということから、庁舎西側の屋外の展望広場を利用させていただくことになろうかと思えます。この展望広場からの眺望につきましても、2階、3階からの眺望まではいきませんが、十分観光資源になると思えますので、観光開発審議会に諮り、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 内部検討では外から眺めることで結構でないのかということですが、私はやはり観光を大きく広げるために、この庁舎からの展望を11個目でなくて、総合展望台のような形で浜中町総合展望台、庁舎2階、3階というような名目で、私はとにかく浜中町の東西南北ずっと見られる最高の場所だと思います。もちろんこの庁舎建設は雨漏りがする、地震が来たら倒れるような旧庁舎ではなくて、津波が来たら被害を被るよりも津波が来ても避難所になるような庁舎を建てようと、それから仕事をするにしても寒さや雨にあるいは風の強さに心配することもなく恵まれた環境で仕事ができるということはこの庁舎ができたと思えます。そこが1番大切なのですけれども、出来る前から多少の想像は出来たのですけれども、出来てしまっただけからの景観は、私は今まで見たことのない光景でした。この光景を浜中町の観光のために大いに使ってみてはどうかという提案です。私は、今の職場の職員の体制では、出来ないと言うのであれば、どうやったら職員の手を煩わすことなく、町民や日本の国民の皆さんに見てもらえるかという考えもあつてはいいのではないかなというふうに思います。

それで2点目は土曜、日曜、祝日休日であっても2階、3階の展望を町民並びに来庁された方に楽しんでもらうように開放して欲しいという声があります。開放の時には、洗面所とトイレも使用させることも必要だろうと考えられます。

3点目は眼下に見える霧多布の町並み、氷河期の動植物の今日まで育ててきた広大な湿原、大橋を挟んで琵琶瀬湾と浜中湾の広がり、夕日の沈む様、オジロワシが目の前を水平飛行する様、阿寒連峰、千島火山帯の山々、広大な釧根台地での酪農の姿、昆布森厚岸浜中の国定公園としてこの上ない観光資源を世に送り出してはいかがでしょうかという質問で、私は行政の皆さんはちょっと無理ではないのかということもあるのですが、この3つ目の質問を終えた時点で私の質問に対して町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。一部、商工観光課長がお答えしているのと重複する部分がありますけれども、御質問にあります2階、3階の展望ロビーの開放については、非常に景色が良い場所であるということは議員おっしゃるとおりであります。新庁舎は津波などから防災を念頭に置いた建築物として設計されたものであり、もともと休日に開放することを想定した作りにはなっておりません。その為、休日に開放した場合は執務室などの行政情報の漏えいなど、セキュリティー上の懸念や子供の転落事故など不測の事態が起こり得る危険性をすべて排除するというのが難しいのではないかと考えております。これまで新庁舎を建設する上で、来庁者が曜日を問わず、高台からの景色を楽しめるスペースとして庁舎の西側、玄関に向かって左側になりますが、展望広場を整備したというような経過もございます。こちらは庁舎建設の実施設計の作業の中で、庁舎周辺からの広大な景色を眺め、スペースを作るべく設計に盛り組んで整備したものであり、庁舎2階、3階よりは若干の目線、標高差がありますからそういう位置にはなりますけれども、季節や曜日を問わず、浜中の風を感じながら十分に風光明媚な景色を楽しんでいただけるものと考えております。また、その際は土曜、日曜、祝日であっても庁舎の駐車場敷地内の出入りについては制限する予定はございませんので、この展望広場からの景色も十分に観光資源となっていくものと考えております。御理解いただきたいと思っております。私からは以上であります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 私の質問はこれで終わります。理由は大事な観光資源を閉じることに對して私は大きな不満があります。やる方向で是非考えていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） それでは通告に従いまして質問させていただきます。東日本大震災から早10年が過ぎ、議会冒頭黙祷を捧げ、改めまして犠牲者の皆様に追悼したところでございます。しかしながら、被災地の現状を見ますと原発事故処理の対策が不透明であり、また住民の帰還が進まないなど、いまだ復興途上にあるのが現状であります。あの津波の映像が今でも鮮明に頭に過ぎってまいりますけれども、映像を見た時から多分防災の意識というものが変わってこの10年間、本町においても、津波防災に特化した庁舎対策がいろいろとなされてきました。10年という中でできる限りの対策を実施

してきたのだらうという中でまだまだというところがございますけれども、本日は若干目線を変えまして、地震の揺れというものに対して、起こりうる内陸地区での被害想定について、またその対策について伺いたいと思います。

国が発表した想定の中で、現在浜中町が想定されている最大の震度は幾らと出ておりますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。浜中町内で想定されております最大震度ですが、昨年4月に内閣府が公表いたしました、日本海溝千島海溝沿いの巨大地震モデルによる最大クラスの津波を必要と起こす共振断層モデルの震度分布が公表されております。これによりますと千島海溝沿いで、マグニチュード9.3の巨大地震によりまして、北海道東部太平洋側の広い範囲で、震度6強の強い揺れを推計、浜中町の一部では震度7も推計されております。この推計は平成18年に公表されました500年間隔地震のマグニチュード8.6における震度6弱の想定を上回るものとなっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 最大地区によっては震度7が想定されているということでございます。震度7という数値は胆振東部地震が起こるまでちょっと聞いたことがなかったような数字でございました。それで、胆振東部地震で震度7という経験がしたことないような激しい揺れを観測した厚真町では土砂崩れ等の被害が多発しましたが、発生時期が初秋であったこと、あるいは時間帯が深夜であったということから、火災等による2次的災害は起こりませんでした。私が懸念するものの1つに、季節、時間帯によっては、火災の発生が考えられ、それが通常の火災のように1件で火災が発生するのであれば、大丈夫でしょうけれども、この地震という7という揺れによって同時に2カ所、3カ所から火の手が上がるということが考えられるのではないかなと懸念しております。

以前同様のことを消防議会で浜中消防署長に伺ったこともございます。消防としてもその懸念は排除しないけれども浜中消防署長の話によると、現在、津波警報が発令された場合は、署員の安全確保の観点からも、車両とともに湯沸山の防災広場へ避難することによってございました。したがって、内陸地区で起こった火災については、各分団に配備している車両及び消防団員の対応となり、そちらで対処してもらえないというお答えでございました。ただ、先ほど言ったように同時多発的に発生した場合、消防

ポンプ車の不足によって普段であれば、1件の火災で抑えられるものが、延焼招き火災という2次災害の拡大が起こりうる可能性があるなど懸念しているところでございます。

また、震度7という揺れは経験したことはございませんけれども、釧路沖地震では震度6弱から強までいったのかな、私の家が建っているところは地盤も悪いせいもあって相当揺れました。あれを遥かに超える揺れが襲うのだと想像しておりますけれども、家屋の倒壊あるいは倒壊に至らずとも家具の転倒あるいは台所で家事をしていた時に火傷あるいはガラスの飛散によって怪我をするということは容易に想像される事柄だろうと考えております。場合によっては、酸素吸入等の処置が必要な怪我の場合も考えられるのかなと思います。先ほど言いましたように、救急車両も含め全て湯沸山に上がってしまうわけでありますから、内陸地区においては、それらの処置を施す設備というものは一切ございません。こういう懸念がある中、担当としては消防署と協議された経緯はございますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず内陸部の関係でございまして、今議員おっしゃいますとおり地震災害の中でやはり憂慮されるのは市街地における火災の多発、延焼は非常に大きいものがあると思っております。また揺れによる怪我です。ある調査によりますと、震度6強以上の地震が発生すると、室内にいる方の半分くらいが怪我をすると、怪我の程度はいろいろあると思うのですけれども、怪我をするというような状況があるという調査結果も出ています。その中で浜中消防署におきましては、消防計画というものがあまして、この中に震災対策計画があります。それを基本として対応するというものでありまして、議員おっしゃいますとおり、津波警報あるいは大津波警報が出たら、消防車、救急車、本署にある車両については湯沸山行ってしまうということで、内陸方面については内陸方面分団、あるいは茶内に分遣所ありますけれども、そちらの車両で対応するという形になります。また分団の団員についても、それぞれ被災した時点の住んでいるところというか、居るところから所在していた地点から避難するということになりますので、浜中消防署については全員が勤務しているという訳ではございませんので、約半分程度しか勤務しておりません。また署員のうち3分の2以上は霧多布ではない方って言いますか、大橋から内陸部の方に住んでいるということで、大津波警報、津波警報が発令された場合は内陸方面にまず一旦避難し、

そして茶内分遣所なりに集合するというところでありますので、一定数の人数を茶内方面でも確保できるのかなというふうには考えております。また、消防団員は消火活動にとって大きな力になりますけれども、団員につきましてもほぼ9割以上は、霧多布の半島以外の団員でございますので、そちらの方も内陸の方に避難するという形になります。その時の対応でございますけれども、まず人命の確保が最優先となりますので、例えば火事と人命の救助あるとすれば、まず人命の救助を先にまず何としてもやると、それには消防の署員を中心として行うということで、場合によっては、署員が対応できなければ、団員の方で消火活動を行うというようなことも考えられるということでもあります。消防力に対して、火災が上回る場合、これはもう北海道広域消防相互応援協定に基づきまして、消防応援隊の派遣を要請していくという形になります。更に応援が必要ということになれば、町を通じて北海道知事に対して自衛隊の災害派遣を要請していくということになります。また救急活動につきましては、確かに消防車基本3台とも湯沸山に上ってしまうということで、茶内分遣所には消防車の配置ということにはなりませんけれども、現在のところ酸素吸入などの救命措置にかかる資機材については茶内分遣所にも配置しているということでもありますので、それらを使って救命措置を行うということ、また救急車がない場合は救急車の代わりに、指揮車、広報車等の搬送可能な車両でもって使用していくということになります。疾病者の状況だとか道路状況によってはドクターヘリ、あるいは道の消防の防災ヘリコプターあるいは自衛隊のヘリコプター等の派遣をお願いするという形になるというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 消火活動を担う消防自動車、要するに火災消防に当たっては現状の体制から内陸地区に向かって車両を移動してくださいという話にこれはならないだろうと私も考えます。したがって、分団に配備されている消防車をフルに活用した対応を取るしか現状ないのだろうと考えております。恐らく団員が中心になるのだろうと分団の車に関しては思います。署員については常駐で今分遣所おられるのは消防士1名という対応になっております。火災については、現状火災が起きないことを祈るしかないのだろうと思います。あるいはまた茶内地区が大丈夫だった場合は他の地区において、あるいはまた浜中、姉別方面での車両をフルに活動して対応していくしかないのかなと考えております。ただ救急車両につきましては今現在3台、救急車両全て高規格となっております。平時から3台目の車両は万が一の為に予備車と言っては語弊があり

ますけれども、3台フルに活動することを見越して3台有しているわけではないのだらうと思います。これは消防署とも協議いただきたいと思うのですけれども、3台目の救急車を茶内分遣所に今現在手狭でございまして、あそこに入れるは無理でございまして。それで救急車両用の車庫を整備して平時から茶内分遣所へ消防署員だけではなく、救命士1名を夜間も通して配属していただけるようなことがもし可能であれば、先ほど申しましたような事態の場合においても、救命士は気管挿入とかもできますしやはり安心の面が出てくるのかなと思います。これについてももちろん消防組合との絡みもございまして、やはり構成町である浜中町がどう考えているのかということが1番大きな問題でありますので、この救急車両の平時からの常駐配備と救命士の配備っていう点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 救急車の茶内方面の配置ということでございまして、先程来3台救急車ございまして、大津波警報の時は津波警報もそうですけれども、湯沸山に避難させると内陸方面に救急車がないということになりますので、これについて消防署の内部にも議論があったというような話は伺っております。それで仮に救急車1台を茶内分遣所で保管しておきますと通常署員は1名しかおりませんので、動かすことは出来ません。1台保管しておくことになると例えば、消防署のお話でございまして、救急車も例えば交通事故で複数台出払うっていう時があるらしいのです。複数台救急車が出払うということになりますと、本署に救急車がいなくなるものですからそうすると茶内の方から救急車を下してきて人員を確保する形になるものですから、やはり手間と言いますか時間的な部分も含めて、あとは人的な部分も含めてロスがあるということで、結果的に茶内の方の配置は今の所は現実的でないというようなお話でございました。また、もし茶内で救急車を運用するようになりますと救急車を動かす為に最低3名の方が必要であります。救急車は24時間対応でありますので、単純に3交代というのですか、3組の隊員が必要になってくるとそれと予備も含めて人数的には茶内と霧多布と同時にもし救急車を稼働させるとすると11名くらいの人員の増が必要となってくるということで、現実的ではないというお話を聞いております。いずれにしてもやはり津波警報時の救急車の配備については、課題となっていることは消防署の方からもお聞きしておりますので、実際、隣の厚岸町も救急車3台ありまして、厚岸町は1台を本町に保管しているということで、厚岸ももし救急車が出払った場合は、本町の方から

持ってくるというようなお話でございますので、距離的違いはちょっとあるのですけれども、そのようなことも行っているということでありますので、その点については今後、消防の方とも検討していきたいというふうに思っております。

あと救急救命士の関係でございますけれども、現在の救急救命士については消防署員26名中10名が資格を持っているということでございます。その方を含めた形で救急車を運用しているということです。隊員のサイクルはその方を含めたサイクルを組んでいるということでございます。現状茶内の分遣所については、救急救命士持っている持っていないに関わらず、1回に勤務につき24時間勤務で毎日交代しているとのことでございますので、少しでも分遣所に配置される職員について、救急救命士の資格を取っていただけるようなことも考えていかなければならないのかなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） まさに現状はそのとおりなのですよ。おっしゃったとおりで。現状のままだと、要は言い換えれば内陸地区では、災害時、ましてや想定されている地震が起こった場合には、救命措置が受けられないという結論になりますよね。ですから、こういう質問をしているのであって、厚岸は本町に1台あって、こっちには2台常駐しています。私が言っているのも同様なのです。今、平時の例えば交通事故等で救急要請が入って2台出動なると。そうなった段階で瞬時に茶内から1台で下ってきて、そして、次の出動に備えておくということは十分茶内から下りてくるのはわずか10分か15分の話ですから、現状出来ないことを何とかしなきゃいけないので、協議が必要ですよということでも質問しています。現状の消防署の考え方、あるいは行政の考え方等御説明いただいても何の改善にもならないのであって、限られた人員、限られた資機材でございますので、これをいかにやりくりして対応を出来るようなことも考えられるのかなということで、是非再度検討いただきたいと思っておりますけれども、その点について再度消防署とも協議されながらどういう対応をとるのか再度答弁いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長

○防災対策室長（石塚豊君） 消防署の方でも救急車の配置の関係については、課題として捉えていると言っておりました。また、実際その配置するとなれば、茶内分遣所の保管する場所の車庫の問題もありますので、十分協議して対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 消防について、同じような危機っていうか懸念を持っているということで是非今後防災等も含めて協議していただきたいと思います。現在の消防庁舎は平成4年12月に現在地に建設されて築約30年建っております。外観もまだまだ素晴らしいですし、耐用年数からも改築というものはまだまだ20年ぐらい先の話になるのだらうと思います。ただ室長も同様の認識を持っておられますように災害時の消防活動の機能低下というのは、湯沸山に上がってしまったら、眼下で火災が起きていても消火活動はできません。救急車についても下りてくることもできません。こういうような災害時の本来あるべき消防活動の機能が発揮できないような状況、あるいは平時においての現在の救急救命体制、要は救急車が到着するまでの時間、例えばここから西円朱別の外れまで行くのにどんなに急いでも35分から40分という時間を要します。こういう時間的格差も踏まえて今から機会あるごとに消防署と今後の改築場所にとこのあり方について、検討協議し、それをしっかりと議事録として残しておくこと。これが必要なのではないのか。当然、私もその頃には生きていないかもわかりませんし、当然議員でいるわけでもございません。町長におかれましても、町長でおられるかもわかりませんし、町長生きておりられるかもわかりませんけれども、そういう協議した内容を残しておくことで、後世の方が時期が迫ってきた時に、どういう話がされたのか、どういうことが必要だったのかということも1つの参考になるとと思いますので、是非早過ぎるということとはございませんので、そういう協議を進めていっていただきたいなと思います。それについて町長の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えしますけれども、消防議会の関係っていうのはなかなか私も参加といいますか最後の運営委員会みたいな所は参加できますけれども、当然多分会議では議事録を残していると思いますけれども、そういう形では、消防としてはやってもらいたいと思います。今言われた一連の救急車の関係だとかを含めて、できたら議員の方からも、議会の中で発言していただきたいと思っていますし、それとうちの方でも消防署と協議する場もたくさんあると思いますので、今回の議会でこういう話が出たことも含めて、繋いでいきたいというふうに思っております。今できるのは、それはできるというふうに思っています。今後もそういう形で消防については対応していきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 次に停電について、震度7という揺れでございますので、この震度7は私も厚真町に行って、てっきり電柱等は投げ倒されているものと思いましたが。しかし意外と電信柱っていうのは倒れないもので、厚真町では電信柱の倒壊というのは1カ所も無かったと。ただ、むかわ町で3カ所くらい事例があったという地盤の関係とか、揺れの方向だとかいろいろあるのだろうけれども、電柱は倒れないまでも停電っていうことは十分考えられます。それで、基本的に停電時は各家庭での個人的にしっかり備えておく、対策を考えておくというのが停電時の常識かなと思いますけれども、ただ内陸地区での避難施設は発電機だとか小さなストーブ等は用意しているのだろうと思いますけれども、厳冬期の停電時の暖房対策は現在の備えで十分という考えなのか、あるいは更に何か今後対策を考えているということがございましたら示していただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 答えいたします。内陸地区の指定避難所ということで、茶内の農業者トレーニングセンターと茶内コミュニティセンター、浜中の農村環境改善センターとかせて、姉別農村環境改善センターの5つ避難所ということでございます。この施設の暖房でございますけれども、アリーナとか多目的ホールの広いスペースにつきついては、ボイラーによる石油暖房集中システムというボイラーを使って温風を出すというようなシステムです。あとは和室とか研修室などの比較的狭い部屋についてはFF式ストーブを中心にした暖房になっていまして、いずれも電気がなければストーブは点かないというようなものでございます。

それで現在、各避難所につきましては、非常用の発電機とあるいは電池式のポータブルストーブ、反射式のストーブと電源の要らないストーブを用意しておりますけれども、やはりたくさんの方がもし避難する場合はアリーナ等を使用するということとなりますので、発電機、ストーブというものが不足するというところも十分考えられるところでございます。

町といたしましては、浜中町建設業協会との災害協定によりまして、民間事業者が所有しております発電機やストーブやジェットヒーターやダクトヒーターの提供を考えてございます。特にアリーナなどの広い空間については、非常に暖房効率が良くないと想定されるということでございます。また北海道が先月発行しましたが、厳冬期

における避難所環境検証結果っていうものが冊子で出されていていまして、要は冬季間の避難の対策ということで出されておりますので、その内容を参考にしながら今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 次に上下水道のインフラについて、停電もそうでしょうし、揺れによるものもあるでしょうし、トラブルが生じた場合の上水道に関しましては備蓄品ですとか、飲み水に関しては派遣されて来る自衛隊等による給水車等によって飲み水というものは、ある程度対応ができるのだらうというふうに考えます。ただ現在は環境が良くなって水洗化が進む中、トイレに関して、クリーンセンターや下水道管に異常がきたした時などは、当然下水道が使用できなくなるということになります。現在、こうした場合には、避難施設となっているところについては、簡易トイレの備蓄されておりました、庁舎につきましては、汚水を溜め置く貯留槽もございますし、しっかり対策をされていると思うのですが、避難施設で使用される簡易トイレの汚物を保管する場所っていうのは、避難施設ごとに考えられておられるのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。下水道絡みのトイレの関係でございます。まず下水道に繋がっているトイレ施設という部分に関しましては、茶内のコミセンと浜中の改善センターの2カ所が下水道に繋がっています。後の施設につきましては、合併浄化槽ということで、下水道とは直接関係なく利用できるということでございます。下水道に繋がっている分につきましては、当然汚物はトイレに流せないということでもありますので、この地区につきましては、優先して簡易トイレ、仮設トイレを使用させていただくということになろうか思います。それで仮設トイレにつきましては、汲み取りっていう形になると思いますけども、バキュームによる汲み取りになると思います。簡易トイレにつきましては、1回1回汚物をビニール袋に閉じるなり、あるいは最近あるのでは、自動的にラップしてくれるというようなものを各避難所に配置していますので、当然汚物は出てしまいますが、その保管場所は具体的にここに配置するっていうことは、まだ取り決めはしていませんけれども、いずれにしても施設全体の避難所の運営といいますか、その部分を含めた形でやはり事前にある程度青写真のような形で作っておかなければならないなと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 短期1日2日で済むような避難であれば、改めてそういうものも考える必要はないのかなと思うのですけれども、いかんせん千島海溝地震を想定した中での取り組みが必要であろうと思いますので、あえて伺いますし、やはり各避難施設でそういったものの保管場所というものはこれからしっかり整備して、例えば、D型倉庫的なものなのか、コンテナ的なもので済むのか、量にもよるでしょうけれども、しっかりと行っていただきたいと思います。ただ、そこで、私が心配するのは家庭です。内陸地区の家屋に住んでいる方も場合によっては避難施設に行かなくてはならない場合もありますし、そうでない中で何とか自宅で過ごせるっていう場合の方が多いのかなという中で伺います。各家庭で水洗化が90何%くらいで、農水でいくと90%以上の水洗化になっている中で各家庭のトイレというのも、考えていかないといけないのだらうと思います。それで簡易トイレは汚物をビニールに入れて臭気が漏れないようなビニールなのか、そういう対策をして家庭で使用する場合は、車庫なり物置に少人数ですから、保管しておくということは可能だと思うのですけれども、簡易トイレの簡易トイレ用品の行政であっせを取りまとめなどして、各家庭で備えてもらうという必要性もあるのかなと思うのですけれども、どう考えておられるでしょうか。

○議長（波岡玄智君） ちょっとお待ちください。この際暫時休憩します。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時29分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 下水道が使用できない場合は、町といたしましては、まず下水道の普及に全力を尽くすということでございますけれども、地域でトイレが使用できないということでもありますので、その場合は仮設トイレの設置、あるいは避難所開放して仮設トイレ、簡易トイレを使用していただくという対策が必要だというふうに考えてございます。各家庭での簡易トイレ等のあっせん取りまとめでございますけれども、簡易トイレ、あるいは携帯型のトイレもございますけれども、それらも含めて、まず各家庭におきまして備えが非常に重要になりますので、まずは普及啓発活動と申しますか、備えの大事さ、あるいは当然強い地震ということもございますので、やはり家具の転倒防止なりのPR活動を普及活動に努めていきたいと考えてございます。以上で

す。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） そうですね。当然家具の転倒防止を以前から言われていて、自分も突っ張り棒で天井から支えています、果たして7の揺れで本当に倒れないのかわからない状態ですけれども、トイレに関しては値段等のこともありますけれども、せめて値段等を示して、仮に備えておくというところがあれば、どれくらいの助成ができるのかも含めて、やはり小さなお子様もいるでしょうし、わざわざトイレだけ使ってまた戻るといった話ではないと思うので、是非検討いただきたいと思います。

次に、避難所に関してなのですけれども、当然足の不自由な方、障がいのある方、あるいは高齢者の方とも当然避難してくるわけで、そうした中で現状のトイレ、私茶内でするので茶内コミセンのトイレの大便器の方は健常者でも大変狭いです。せめて1カ所に1つは多目的トイレが今後必要になってくるのではないかと思います。それで施設を増設するのではなく、内部改修で対応できるのではないのかと素人なりに考えるのですけれどもそういうお考えはあるのか。また無理かと思いますが、長期化になった場合の対応としてシャワー室等の設置も検討いただければと思いますので答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。はじめに避難所の多目的トイレの整備についてでございます。内陸の避難所につきまして、浜中のかぜと改善センター、姉別の改善センターには多目的トイレは整備されております。整備されていないのは茶内にありますトレセンとコミセンの2カ所となっております。未整備の施設につきましては防災対策室としては通常の利用の中で施設の利用者の利便性の視点から整備が必要かと考えておりますけれども、避難所としての整備については現在考えておりません。しかし例えば、施設の改修等があった場合に多目的トイレの設置なり、改修なり増設なりを考えていただければなと思ってございます。次にシャワー室の関係でございますけれども、シャワー室につきましては現在、浜中にありますMO-TTOかぜにシャワー室は整備されております。他は、シャワー室が設置されておられません。それで議員おっしゃいますとおり避難生活が長期化する場合には当然入浴施設なり、シャワー室なども必要になってくるのかなと考えますので、それらについては様々な方法がございますので適切に対応していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 若干理解できないところがあるので、後ほど伺いに行くかもしません。あと慢性疾患のある方は、特に人工透析を必要としている方への対策ということでどう考えておられるのかを伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 人工透析を必要とする方への対応ですけれども、現在、人工透析患者さんは、週2回から3回を1回4から5時間の透析治療をし、定期的に人工透析治療が可能な医療機関に通院しなければなりません。現在町内に人工透析で通院されている方は13名おりますが、そのうち釧路市内の医療機関に通院されている方が3名、町立厚岸病院へ通院されている方が10名で、そのうち町の移動支援事業の社会福祉協議会の送迎を利用されている方が5名おられます。災害時においては、透析患者さんにとって透析治療の継続性を確保することが重要であります。かかりつけ医の透析医療機関が水や電気が確保されていなければ治療できません。また、大規模災害で医療機関までの道路が通行できないといった交通事情もありますが、ライフラインが停止した場合は人工透析患者の受け入れ先を確保しなければなりませんので、北海道釧路保健所や医療機関と連携しながら、受け入れ医療機関の情報を共有するとともに、患者搬送方法について、消防の連携や広域の搬送などとなれば自衛隊の派遣要請などの対応が想定されております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） まさにそのとおりでありまして、多くが通院している厚岸町立病院は多分浸水域に入っているのかなと思います。それで当然、釧路、要は道東沿岸部というのは都市機能というのはほぼ麻痺してしまうと。そうなってくると、ヘリコプター等でしっかりと対応できる病院への搬送が必要になってくるということで、課長調べましたように自衛隊等のヘリコプター等での搬送が必要になってくると思います。執行方針の中では、新庁舎での災害対策本部の運営など災害対応機能の強化に向け、関係機関と連携を図りながら取り組みを進めるとありますが、外部機関、関係機関との協議状況という中で、自衛隊というものも含まれていて、実際に協議しているのは実施されているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。自衛隊との連携の関係でございます

けれども、自衛隊は御存じのとおり、災害時に人命救助あるいは財産保護など重要な役割を果たしてございます。自衛隊との面談協議の状況でございますけれども、矢臼別演習場での訓練の関係だとか、あるいは自衛隊の募集事務などではやりとりといたしますか、お互い連絡し合って対応している状況でございますけれども、防災関係の協議につきましても、現在の特段、自衛隊とだけの単独の協議の場というものは設けてはございません。ただし自衛隊の責任者の方に関しましては、浜中町の防災会議、あるいは浜中町国民保護協議会の委員を委嘱していただいて、これらの会議の場を通じまして、様々な御意見、御提言をいただいているところでございます。また、自衛隊に関しましては、災害発生時にリエゾンっていう災害対策現地情報連絡員というものが、先遣隊という形でありますけれども、浜中町に入って来られて、いろいろと対応していただいております。実際最近でありますと、胆振東部のブラックアウト時に自衛隊の方が役場庁舎に見えられて対応していただいたということで、その時は発電機が無かったものですから、発電機を自衛隊で何とか用意してくれという話をしたり、いろいろな連携をとらせていただいた実績もございます。そういう活動をされているというところでございます。また、浜中に派遣される自衛隊の部隊ということでは、釧路町の別保駐屯地でございます陸上自衛隊の第5旅団第27普通科連隊から派遣されるということでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 地域防災計画によります自衛隊の派遣については、町長から北海道知事へ要請要求して知事から自衛隊への要請ということで、今出ました第27普通科連隊いわゆる釧路駐屯地の連隊第3科が担当部署ということで、地域防災計画に書かれてございます。まさにそのとおりであるのでしょうけれども、以前釧路駐屯地司令の防災講演会がございまして行ってまいりました。その際司令が以前の司令がおっしゃっていたのは、いざ災害が発生した時に釧路駐屯地、別海駐屯地というのは、釧路市と根室市という大都市に集中してしまうと。実際、町村については、帯広等の内陸部の部隊が担当となっていると自衛隊内部で取り決めがされているというお話でございました。このことは以前、町長にもお話しした覚えもありますけれども、先ほど言ったように例えばこのヘリコプターでの患者の搬送が必要だという事態が十分想定されるので、けが人じゃなく透析患者等の要はそういう細かいことで必要になるだろうと思います。十分想定される内容等を日頃から実際に派遣していただける部隊と地理的要員だとかをし

っかりお互い把握していないといざという時の対応は机上で作られたものではなかなか発揮できないのかなと思います。訓練されている自衛隊においては多分、出来るのだろうと思うのです。実際この連絡を取るに当たって、普段から顔の見える関係といいですか、実際浜中に来ていただける部隊に、こういう患者もおりますしということをやはり細かな意思疎通を日頃から、構築しておくべきものであるのだろうと思うのですけれども、今後そこについて、どう向き合っていくのか。第27普通科連隊と連絡して、実際どういう状況になっているのかということ詳しく聞いて、うちの町がいざという時にヘリコプター等の搬送も必要な事例もございますということをしっかりと打合せしておくということも大事だと思いますので、こればかりではないでしょうけれど、是非そういう方向で自衛隊等の外部機関としっかり連絡体制を取っていただきたいと思っています。その考えを伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 議員おっしゃいますとおり、自衛隊との連携は十分必要と感じております。それで今後の連携に関しましては、先ほど議員がおっしゃいましたが、部隊との顔の見える関係、お互いを知っているというような環境を構築していくことが必要ですし、自衛隊さんからもどんなことでも相談に乗るからというお話だったり、あるいは防災訓練とかあった場合は、積極的に呼んでくださいというお話もございましたので、これからどのような組み立てするかまだはっきり決まっておられませんけれども、避難訓練なり、防災訓練には自衛隊の参加なり、例えば、新庁舎が出来て防災広場が出来たということで、防災広場に自衛隊の救援物資の輸送する訓練だとかも考えられるのかなと思います。自衛隊と訓練の関係も積極的に行っていきたいですし、あとは自衛隊の方からも駐屯地の方に来ていただいたら、いろいろな資機材の関係だとか、自衛隊で備蓄しているものを見ることが出来ますよというお話もありますので、視察という形になりますけれども機会を設けたいと思います。いずれにしても、今後自衛隊との連携強化については十分に考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 町長が防災対策室を信頼しているという以前言葉ございました。今の室長の言葉は町長の答弁として承りたいと思います。以上で私が危惧している内陸地区での想定等について伺いましたけれども、この他に通知を受けてから室長の方でこういうこともあると想定しているものがもしありましたら短い時間ですけれども示し

ていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） その他に担当課として想定している被害内容ということでございますけれども、内陸の地震でございますので、津波の想定はされていないということでもありますけれども、やはり強い揺れによる建物被害、これ先ほど出ましたけれども、それによる人的被害、あるいは揺れによりまして液状化、内陸でも液状化はあるということ、あるいは急傾斜地や斜面の崩壊、これは胆振東部でも多発しましたけれどもそういう現象、あるいは建物の火災、また市街地におきましてはブロック塀や自動販売機の転倒、あるいは屋内外の落下物のガラス破損や電柱等の倒壊等もあるということ、これも両方とも物的でもあり人的もあるということ。それと、さらに交通施設の被害としては道路、鉄道もあるし、ライフラインといたしましては、上下水道、電気、通信の被害もあって、それに被害によって間接的には生活あるいは経済活動が被害を受けると。あと浜中町の特色として酪農地帯がございますので、酪農業への影響もブラックアウトの関係では電気関係とか今対策をされておりますけれども、水道の関係では水の関係もございますのでそういう部分も想定されるのかなというふうに思っています。

また、現在国においても昨年出されました、巨大地震モデルの被害想定も今国で作成している段階だということでこれが、もう少し経つと被害想定 of 報告書がまとまると話は聞いていますけれども、その中に、どのような被害が出てくるのかということでございますので、その状況によって町としても対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 先ほどの自衛隊の関係の話ですけれども、意識的に釧路管内の町村長は自衛隊の行事、釧路町、それから別海の行事に積極的に参加しています。何かあったら来てもらうということも含めて意識的に参加して、これトップしか会えませんけれども、隊員の皆さんとは話は出来ませんがこれからも続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 4番小松議員。

○4番（小松克也君） この間、救急車で市立病院に運ばれまして秘密にしたかったのですけれども、皆さんに知れ渡って多大なる迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び

します。

この前、データもいただきまして皆様も色々と質問されておりましたので、今更という感じもあるのですけれども、コロナワクチン接種における浜中町の現状というのは、この書類をいただきまして分かったのですけれども、マイナンバーカードを使用して行うという事も聞いていたと思うのですけれども、このことについてはどういう形になっているのでしょうか。また取得されてない方もいると思うのですけれども、そういう方はどういう形になるのでしょうか。また、接種を受けないっていう方もいるかもしれませんが、そのような方に対する対応はどのような形になっているのかお伺いしたいです。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 新型コロナウイルス感染症ワクチンについては、予防接種法が一部改正され市町村において接種を実施することとなっております。浜中町におきましては、浜中町感染症危機管理対策本部の保健医療対策部で対応しておりますが、福祉保健課が主管となり、浜中診療所、浜中消防署など関係機関と連携しながら準備を進めているところであります。お尋ねのマイナンバーの関係ですけれども、マイナンバーの取得についてですが、ワクチン接種の中では取得しなくても接種が出来るということになっております。なおワクチン接種の受け付けの際に保健証、免許証などと同じように本人確認の書類の提示をお願いしますので、マイナンバーカードも本人確認の書類となります。また、接種を受けない人への対応ですが、基本的に感染症のワクチン接種の効果と副反応のリスクを十分御本人が理解した上で、予診票の中で同意するという形になっておりますので、対応としてはそこでまず確認するということになり本人同意です。ワクチン接種につきましては、感染症予防して重症化を防ぐということになっております。その辺を含めて町としては周知しながら、町の自治体配布、町ホームページ、行政無線等を使いながら正確な情報発信と接種の励行を行ってまいりたいと考えております。結果としてコロナウイルス感染症の蔓延防止に繋がると考えておりますので、必要な対策も含めて今後講じていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 小松議員。

○4番（小松克也君） もう1つ質問します。エゾシカの道路横断による車との衝突事故とか、あとエゾカンゾウなどの花々の食害について御質問させていただきます。

暮帰別から榊町の消防署にかけての道路ですけれども、あそこはシカが結構出まし

て、通られる方は見ていると思うのですけれども、事故を起こしたり、急ブレーキを掛けたり、徐行したり、止まったりで一遍に10頭くらいずつ並んで通ることがあります。特に子ジカが急に親の方に飛び出して動き出すので急にブレーキを掛けることもあります。大体夕方4時くらいから6時半からの間に集中してシカがあそこを通るのですけれども、多い時には50頭以上いるのを見たことがあります。議長の話によると100頭くらいはいることもあるということです。あそこは塩を舐めに来るのでかなりのシカが定期的に渡って来るのですけれども、それに対して国道でやっているように柵を作ったり、トンネルを作ったり、橋を作ったりもしていますけれども、難しいのかなと思いますけれども、何かそういう手立てというのは、浜中町では考えておられるのでしょうか。ひとつそここのところをお伺いしたいのですけれども。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） エゾシカの道路横断による車との衝突事故についてお答え申し上げます。このエゾシカに関する被害は非常に深刻な状況でございます。町内外問わず、道路横断による事故が多発しているということは、よく耳にするところでございます。特に暮帰別から榊町方面につきましては、議員が申し上げているとおり町内でもより多くシカを目撃するポイントでございます。道路横断による事故等も多く発生しているところなのかなと認識はしてございます。この路線につきましては御存じのとおり道道でございますので、もちろんこういった状況につきましては北海道も把握認識はしているところでございます。その上で国道でやっているような柵、トンネル、橋などの設置ができないかというところでございますけれども、町といたしましてもこういった深刻な状況をお伝えしながら、実は平成28年度から市町村の主要懸案事項ということで、暮帰別から榊町地区にかけてのシカ防止柵の設置を北海道に要望し続けてきているところでございます。北海道における厳しい財政状況の中で今現在まだ設置されるには至ってございませんけれども、より一層この深刻な状況を伝えながら、今後とも北海道に要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 小松議員。

○4番（小松克也君） それと、ある面では矛盾もするのですけれども、エゾシカが増えることによって食害というのが随分出ていると思います。子供のころに見た花々っていうのは今ではどれだけあるのか、湿原センターで配ったものですが、その中でまずエゾカンゾウが一番先に他もどんどんやられて今榊町は原生花園と看板を立てて

いますけれども、草原になっている状態ではないかと思います。柵を作っても、隔離するとなおさら食害が出るような感じもします。せっかく観光地ということで国定公園になろうとしています、もう榊町方面はほとんど既にパンフレットの中では、榊町は入っていません。これは仲の浜、琵琶瀬方面だけで、榊町にはもう花が無いということで案内されていない状態になってございます。榊町はもうほとんどエゾカンゾウないと思います。子供の時エゾカンゾウを山菜として食べてとっても美味しかった記憶があるので、だからシカが多分1番先に好んで食べるのではないかと思います。それと観光地として、原生花園と案内している以上花々が無くなるっていうのは、非常に問題ではないかなと思います。それと、最近湯沸の方にもシカが入ってきまして、自分として5、6頭いるのではないかと思っていましたところ、15頭くらいはいるということで、多分湯沸の花々のほとんどが食べられて見られなくなる時期はそんなに遠くはないのかなと思います。せっかく湯沸岬も観光地になっていますので、そういう食害についてはどのようなお考えでしょうか。その辺についてお伺いします。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、湿原での調査結果によりますと、確かに花々の食害は受けております。しかしながら湿原の花々を食害から守るには、電気柵などを整備し侵入を防ぐなど考えられますが、湿原全体となると現実的には難しいと思われまして、湿原内では鳥獣保護区となっており、駆除も出来ない状況でございます。また昨年の環境省の中央環境審議会自然環境部会での現地視察での意見交換の中で、国道沿いのシカ柵について生態系に乱れが出て、他の生物全体にも影響があるのではと懸念されている委員もございました。こういったことから琵琶瀬、仲の浜、新川地区の電気柵の設置された部分は守られておりますので、この現状を維持していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 私のほうからエゾシカのまず被害に関するお話、それからエゾシカの有害対策に関する話をさせていただきたいと思います。

北海道におけるエゾシカの被害というものは非常に深刻な状況にありまして、令和元年度釧路管内における農林業被害額11億2700万円ということで、前年度よりは3300万円ほど減少はしているものの、未だ高い水準で推移している状況でございます。また、議員から御質問があった車などへの衝突事故は年々増加傾向にあります。こ

れまで町といたしましては、エゾシカをはじめとする鳥獣被害対策につきましては、地元猟友会に有害駆除委託をお願いし、個体数の減少に向けた取り組みを強化してまいりました。また北海道事業主体とするモバイルカーリング、さらには霧多布湿原など捕獲禁止区域周辺での囲い罠による捕獲事業も実施してきたところでございます。さらに国の鳥獣被害防止対策事業を活用しながら、牧草地や植林地周辺にエゾシカ侵入防止柵を設置し、農林業被害の防止に努めてきたところでございます。

先ほどの商工観光課長との答弁とちょっと重複する部分もありますが、霧多布湿原におけるエゾシカの捕獲につきましては、絶滅危惧種でありますタンチョウさらにはオジロワシの繁殖生息区域でもあるなど、鳥獣保護の観点からも猟銃による駆除が困難な状況であります。また冬季間は地域住民による氷下待ち網漁や町民が氷上釣りを楽しんでいるなど、安全性が確保できないなどの問題点があることから、湿原内での猟銃による捕獲が実質困難であると考えられております。

次に質問ありました湯沸地区におけるエゾシカの状況でございますが、個体数の増加に関しましては、農林課としても現状把握しております。自治会からのお話によりまして、15頭さらには20頭以上いるのではないかということで、それが群で湯沸地区中にいるということは聞いております。昨年、自治会より昆布干場それから民家の敷地内にエゾシカが侵入する被害が相次いでいることから、自治会長の方から町の方に捕獲について正式に要望もあったところでございます。なにぶん市街地が近いということもあり、猟銃による捕獲が安全性の面からもなかなか確保できないということもあり、銃器を利用した捕獲に困難を極めている状況でございます。そういったことから令和3年度においては、ゆうゆの向かいの山林が国の鳥獣保護区に指定されていることから新たにここで環境省の許可を取りまして猟銃以外の捕獲の方法といたしましては、くくり罠で山林内にて捕獲を試みるということで既に環境省にはこの申請を上げております。猟友会の中に、くくり罠の許可を持たれている方がいらっしゃるものですから、そういった方々の全面的な協力得ながら何とか湯沸地区でのエゾシカの個体数完全にゼロにするという基本的なやはり考え方もって臨みたいと思っております。少しの時間はかかると思っておりますけれども、猟友会と協力しながら湯沸地区のエゾシカまず減少させるということを目指して頑張っていくと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 小松議員。

○4番（小松克也君） よく分かりました。湯沸については随分と考えておられるとお

聞きまして安心しました。これから何とか頑張っていたきたいと思います。それでは質問を終わらせてもらいます。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 通告書に沿って御質問させていただきます。国定公園化による経済効果と持続可能なエコツーリズムについて。厚岸霧多布昆布森国定公園が指定されるこのタイミングで、観光地でテレワークなどにより働きながら休暇を楽しむ「ワーケーション」が注目を集めています。新型コロナウイルス感染症対策として、地方で働いていてもテレワークで都会と同じような仕事ができることが認識されてきており、人口の地方分散が推進されて当町全域には光回線網が整備されようとしています。観光客の満足度を高め滞在型観光を促していくためには、地域における国定公園のテーマを具体化した魅力的な資源と、その背景のつながりを伝えるストーリーを踏まえた国定公園らしい利用についてのビジョンを共有したうえで、基盤的な施設整備に加えて、利用実態の把握や持続可能なエコツーリズムの実現が必要であると考えています。観光旅行の目的は、将来の安住の地を探す視察でもあり、人口減少問題を抱える当町にとっては移住定住の促進にもつながる千載一遇の好機と捉え、以下、質問をさせていただきます。

長きに渡り国定公園化を要請してきましたが、具体的なビジョンや利用計画はありますか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。現在のところ公園の具体的なビジョンはございません。国定公園指定後に連絡協議会的なものを立ち上げることが想定されておりますので、そちらの方でビジョンの策定については検討されるのかなと思っております。浜中町の関係につきましては、国定公園指定後は観光客の増加が想定されております。そのことから霧多布湿原の在り方については、現在明文化に向け体験事業者などと意見交換を進めているところでございます。

また今現在注目を集めております、ラッコの観賞における問題課題なども含めて、将来にわたって持続が可能な観光資源の活用などの基本的な考え方を定め、エコツーリズムの実現に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

利用計画につきましては、国定公園化にあたり、北海道で公園の自然環境の保全を図るとともに、適正な利用促進するための公園計画書を各自治会と連携して作成しております。その中で観光施設の利用についても計画がなされております。施設整備の効果や

環境への影響などに配慮したうえで、既存の公園施設や将来に整備を検討する可能性がある場所を計画に位置づけております。現在の計画では霧多布岬展望台、湿原センター、琵琶瀬展望などの既存施設のほか、嶮暮帰島や榊町森林公園跡地など、今後環境整備の検討が想定される場所さらに、新たに公園区域に追加された幌戸沼など町内13カ所を計画に位置づけております。具体的な整備方法については、今後北海道や公園エリアの4町と連携して協議を進めていく予定となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今、具体的なビジョンがないというお答えだったかと思うのですけれども、昭和何年でしたか30数年、要は国定公園に昇格してほしいということが多分どこかの団体ではなく町の要望だったと思うのですけれども、30数年要望してきて来月から国定公園化になりますっていうこのタイミングでビジョンがないというのはちょっと驚きました。利用方法については事業者とか当事者の方々がおのおの、規制される中で事業を進めるものかと思っています。ただ、国立公園に準ずるものに指定されるこのタイミングで町としてのビジョンがない、僕は住民としてどのスタンスでどういう思いで利用していけばいいのかなというのは、自分で考え、そして接していくものなのかなと、ちょっとその理解に苦しむ部分が出てきました。

僕は以前から商工観光課、あと観光協会に対して国定公園化になることによって、どのようなメリットがあるのかっていうことは、広報のA3の用紙で住民配布されたのを目を通して方もいるかと思えます。ただ、あれだけではやはり不十分だと思っていて、コロナの関係でセミナーじゃなくて、住民説明会ですか、シンポジウムできなかったっていうのは聞いてはいるのですけれども、何でもコロナを理由にできなかった、延期になった、だけど国定公園は今月中に設定されるのですよね。僕がちょっと危惧していたところは、地域住民の意識の低さだと思うのです。これは僕も含めてなのですから、この国定公園に認定される地域に住んでいて、それをもう少し誇りに思う。この地域が好きだというのをもう少し全面的に出して、僕は観光業を携わっていますのでこれから観光客の方に案内していきたいと思っているのですけれども、年齢層なのか、職業なのか、国定公園になることに対して興味、関心を持っている人が多くはないじゃないかと思ってこの質問をさせていただいているのですけれども、そこに関してはどのように考えましょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まずあのビジョンの関係でございますが、ビジョンにつきましては、私思うには道立公園でございましたので、北海道とか先ほど言った連絡協議会それらが策定を考えるべきものと思っております。現在の北海道でビジョン策定されているのは、大雪の公園1カ所のみとなっておりますので、今後、そのような考えになっていくのかなと思っておりますのでございます。また住民の興味、関心の低さにつきましてはやはり国定公園化をきっかけに広くPRして誇りを持っていただくようにPRしていく方向で向かっていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） ビジョンは協議会ができた後という御答弁でよろしいのですよね。もちろん、そうかなと思うのですけどもそれが大雪の国立公園でしかない。そこは横並びになる必要ないかと思うのですよね。他がやっていないから自分のところもそれでいい。それこそ意識の低さなんじゃないかなって考えてしまいます。協議会ができてから、地域住民に関心をもってもらえるような説明会をこれから検討するということで理解してよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長

○商工観光課長（戸井洋典君） 説明会はできればそういう機会があれば、行ってきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 分かりました。この文面には書いていないのですけども、1つ質問させていただきたいと思えます。先ほど5番議員から庁舎の展望のことについて質問がありました。実は僕もこれ書いていたのです。ただ多分答弁の内容が読めていたので消しました。違う形で1つ提案させていただきたいと思えます。これは観光のあり方としてこちらに訪れる観光客の方との接し方についての提案です。庁舎が新しくなりまして、防災機能を備えた素晴らしい庁舎です。この3階の議員控室に入るまでに、いつも階段を上って控室に行く前にこの眺望を眺めさせていただいています。僕も数年住んでいますけれども、やはりいつも見ているアゼチ岬や霧多布岬とは違う景観を観光客の方、そして地元の方にもっと見ていただきたいという思いは強くなったのですよね。それで、展望スペースとしていかがですかという提案に先ほど御答弁いただいていたと思うのですけれども、僕がまた違う意味での提案というのは、庁舎できて数カ月、今コロナ禍人の移動制限がされているかと思うのですが、庁舎の視察、行政の他団体、企業

等で設備、防災のこの素晴らしい設備を見たい、あとそのエネルギーの省エネ化とかありますよね。調査の庁舎の視察等の依頼これからまだまだ増えるかと思うのですけれども、現時点まで庁舎の建物の視察が入っていれば案内した件数とこれからもしご予定がありましたらその件数を教えていただきますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 新庁舎が出来てから庁舎の視察に見られた方がいるかということなのですけれども、個別で来庁されて、いろいろ景色を見たり館内のいろんな機能見てということもございますけれども、直接団体から要請依頼を受けながら庁舎の見学というのは、コロナ禍ということもあります、現在のところまだ予約といえますか、現状ではまだ依頼というのはこちらの方に入っていません。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 意外でした。もう何件か予約が入っているのかと思っていました。この後コロナが収まり次第、庁舎の視察が増えるのではないかと期待して以下提案させていただきます。質問の文面の中にありますけれども、やはり観光地でテレワークは全人口の何%だという話になるかと思うのですけれどもそうではないのですよね。数%いるのです。それでも、テレワークをするならどこか景色が良いのところとなるのではないかと思います。一般的には。ただ、旅行の気分で来ているのに、朝9時に始業があれば、テレビ電話で会社と会議になった時に、バケーションのつもりが朝から上司の顔見たくないとかの話は聞いたことがあります。なので、個人的には観光と旅行は分けたってという人もいるってのは伺っています。ワーケーション、僕はこれから浜中町では是非推進してほしいと思っているのですよね。やはりその中で、この庁舎をひとつ利用させていただきたいと思っています。僕が想定していたのでは、庁舎を視察させてほしい。どなたか係の方が案内することになると思うのですけれども、これ一般的に先方のお客さんの都合に合わせると、午後から視察したいとそうなるかもしれません。ただ、これを観光というところに結びつけられないかと考えたのです。要は、お客様の要望もあるとは思いますが、朝9時からしか視察はできません。遠方の方だと多分浜中町に宿泊されるかもしれないですね。これ午後からの視察になってしまうと、釧路に宿泊をして途中は厚岸で御飯を食べてそして霧多布に来て視察をして終わったら帰ってしまう。要は、何もお金が使われない可能性があるということなのです。僕は観光業従事していますので、なるべく長く滞在してもらうための工夫を考えていま

す。地元で消費が増えるからです。提案です。庁舎視察がもし入るようでしたら、滞在時間を役場庁舎の案内の時間を長くするのではなくて、浜中町に長く滞在していただく、案内の仕方、時間の設定をして欲しいということを要望させていただいて、もう1つ質問をさせていただきます。

以前に、現観光協会は、事務局を庁舎内の観光課で、兼務されているということでした。以前に民営化の考えはありませんかと。ちょっと横文字でDMOっていう言葉を使わせていただいたのですが、やはり国定公園になるこのタイミングで、観光協会の現状のままではちょっと対応が難しくなってくる部分もあるのではないかと思います。以前この質問をさせていただいた時には今は検討もしていないということでした。それから数カ月経っているのですけれども現状何か変わったことありましたらお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。観光協会との関係につきましては、以前と変わっていないと言えば変わっておりません。話題にもまた出ておりません。コロナ禍ということで総会も書面総会になっていますので、そういう機会もないのかなと思っております。

DMOの関係で以前にもお答えしましたが、DMOではなくてまちづくり会社設立に向けて準備委員会を立ち上げるかという、前段の担当者レベルでの会議は持っております。今月、今年度最後の委員会で結論が出ていると思うのですが、来年度に向けて準備委員会を立ち上げるということで意見がまとまっております。担当者レベルではそこまで話は進んでおります。まちづくり会社設立に向けてということです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） DMOという形にはこだわらないで、むしろもっと広い意味でのまちづくり会社ということで理解させていただきます。是非来年度からですね。期待しております。

次の質問に移らせていただきます。内閣府より地方創生テレワーク交付金が創設されましたが申請の予定はありますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。地方創生テレワーク交付金につきましては、自治体や民間企業がサテライトオフィスを開設運営す

る事業や既存のサテライトオフィス等の利用促進のための、整備事業等に対し交付金が交付されるというものでございます。令和2年度補正予算で新たに創設された制度ということで、今回の申請につきましては2月12日に締め切られております。制度創設の発表があって、締切までかなり時間がないというような状況でございました。そういったこともございますし、現在のところ事業の計画もないということで申請は予定してございません。

この交付金を活用するための要件ですけれども、道外企業の利用や道外からの利用者数、移住者の数などをKPIとして設定する必要がございます。そのハードルが高いっていうのもありますし、本町に進出していただける企業のある程度の目星をつけなきゃいけないっていうこともありますので、さらに、整備費全額が交付されるというわけではございませんので当然、町の財源も必要になってくるということもあります。そういった関係もありますので、現在のところは難しいのではないかと。

行政として推進するとすれば、この制度が恒久化されて長い期間で事業者を探すっていう時間をいただくってことも必要になってきますので、今回のように短いような場合ではちょっと活用は難しいかなと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今の御答弁ですと、申請の期間が短かった、要は対象にならないからこれに対して申し込まないという理解でよろしいでしょうか。僕もこの資料見た時に期日あるのだろうと確認して、これが補正で出たのでそのように把握しています。ただ、先ほども申し上げましたけれども、国定公園になるこのタイミングでコロナ禍により、人口を地方に分散するっていう政府の奨励というか、推進されているのですよね。当町に限らず田舎というか地方ではやはり人口減少の対策はそれぞれの自治体でいろいろを考えがあるかと思えます。本文面にも書いていますけれども、千載一遇のチャンスじゃないじゃないかと。国定公園で町をPRする。そして、国が人口の地方分散を唱っている。当町では、光回線が全町に配備される。もう、盆も正月も誕生日も一緒に来たみたいなそんな好機だと思うのですけれども、この交付金の申請どうのこうのっていうわけではなくこれからの観光という前に、要は観光しながら仕事をするというこのテレワークに対して浜中町が町として自治体として対応というか取り組んでいくお考えはございませんでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。同様の質問と
いうか同様の趣旨の質問は過去にもあったかと思えます。いわゆる企業誘致とか、その
中で本町の場合については光回線が整備されていないので、募集しても企業の方に断ら
れるという残念ながらそういうネックがあるという答弁をさせていただいております。
当然、今後、光回が整備された後は今度は大手を振って浜中町でそういったことをして
みませんかということは申し上げられるのかなと思っております。ただ今回の場合につ
いては、まだ光が整備されてないし、期限が余りにも短くて企業を募集する暇がなかつ
たっていうのもあります。

今議員がおっしゃったようなことは、今後の課題として当然、移住定住にも繋がって
いきますし、町外から人を呼び寄せるというところにも繋げていかなければいけないと
いうところになりますので、出来たからすぐ成果が表れるというふうにはならないかと
は思います。ですけれども、こういった事業を展開するっていうのは、光回線が整備さ
れた後に浜中町も乗り遅れてないということを対外的に自信をもって言えるような状
況になった際に課題として取り扱っていきたいなと考えております。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 光ファイバーのインフラが全町に整備されたからテレワーク
案内するじゃなくてもいいと思うのですよね。もう数年前からこの霧多布のエリアのイ
ンフラは整っています。交付金の方でも、サテライトオフィスとか企業に向けての
案内でしたけれども、テレワークって今はほぼほぼ個人ですよね。個人の方が自宅はリ
モートワークになったけど、モニターに映るのは上半身だ。自宅じゃなくてもカフェじ
ゃなくてもいいのではないか。カフェで大丈夫だったからちょっと地方に行ってみよう
か、上だけネクタイしていればいいかなというところから地方でも働きながらできる。
それがワーケーションというものになっていったのだと僕は認識しています。実際に個
人でノートパソコンだけを持って、仕事に来ていた人はワーケーションの先駆けです
ね。数名御案内させていただいたことがあります。課長の方にも渡したかと思うのです
けれども、その資料の中でも北海道で近いところだと北見で、これはもう行政が取り組
んでいるのです。確か市の施設をテレワークのオフィスみたいにして貸し出していま
す。宿泊のほうは確認していないのですけれども、大きな魚を釣るといふか、企業案内
できればいいです。箱物を企業が用意してくれて、従業員が休暇しながらここに来てく
れる。もちろんそれが理想だと思うのですけれども、僕が申し上げたいのは、僕も戻っ

てくるまで旅が好きでした。質問の中にも書いていたと思うのですけれども、観光旅行の目的でただ癒しだけを求める方もいると思います。ただ、一部だと思うのですけれども、やはり将来どこかに住んでみたいという目的で旅行している人もいると思います。むしろ多い。これからもっと多くなるのではないかと思います。なので僕は観光がきっかけになる。仕事しながらでも観光に行ける、要はテレワークです。テレワークに来て移住してみたいかなとそうそうなるのではないかと思います。けれども、やはり人口減少対策の問題になっていますので個人の方が観光に来る。浜中町に来たらお試し住宅もあった。次に来た時には住んでみようかな。それがきっかけで移住になるかもしれないです。

あと僕も最初テレワークには結構否定的でした。というのはお父さん1人で出張でしょうということです。お母さんは子供の相手、一般的な例えば4人家族にしますか、奥さんと小さい子供がいる小学生が2人いる。お父さんはテレワークに行ける。1週間北海道の観光地で仕事をした。これ一般的なテレワークだと思うのですけれども、宿泊施設も例えば一般的なペンションや旅館ではなく、これは僕の提案ですが例えば空き家を改修して、一軒家を民家としてゲストハウスとして使用できる。その物件にお父さんがテレワークに来る時に滞在費が安ければ家族で来られないかなと思うのです。お父さん1人で、ホテルに泊まると1日1万円ぐらいするかもしれません。1週間居たら旅費も合わせると10万円。けど安い住宅を1週間3万円で賃貸できるようになるとお母さんも行ってみようか。宿泊が安いのだったら子供も一緒に行ってみようかというふうに僕は仕向けられないかなと考えているんです。子供がただ学校を休んでしまうことになりませんが、家族でお父さんのテレワークについて来てもらうところの目的の後にはやはり移住。子供を連れて来やすいようにするということは、学校を言葉悪いですけどズル休みにする形になってしまいますが、とあるNPOさんに相談はしています。そういう子供が来た時に環境教育とか何かしてあげられませんか。お父さんは平日仕事をしていました。子供は、某トラストの体験学習自然学校案内してもらった。それで、単位か何かを発行してもらって地元の学校に戻った時にただ休んだのではない。社会勉強をしてきたという単位みたいなのが発行できれば、それこそ移住に向けた小さなアクションになるのではないかなと思って一つ個人向けのテレワークでお父さんだけが来るのではなく、子供を連れて来やすいような形態で案内をする。それはお父さんのテレワークだけではなくて、いつか移住して欲しいという希望を込めた案内を提案させていただきたい

と思うんですけども、今のこの点について副町長はたくさん頷いていただいているんですけども、何かお考えがあったらいただけますか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） 今、議員の方から熱い思いを語っていただきました。テレワークそれからワーケーションといったワードが並んでいますけれども、まずテレワークですが先ほど議員も最初否定的だったという話をしておりましたけれども、私も実はあまり容認しておりません。浜中町の立地状況からいきますと空港とのアクセスの絡みもあって、恐らく今巷で騒いでいるような人数が浜中町に来ないのではないかなという思いがあります。実際に役場の方にもそういった問い合わせがないとは思っているのですけれども、今後、そういう要望なり連絡が来た際には注視しながら場の確保も含めて検討してまいりたいと思っておりますので、御理解願います。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 突然指名で申し訳ございません。ありがとうございます。僕も実は今でもテレワークはそんなに需要ないのではないかと考えています。パソコンを1個で仕事できる人は世の中にどれだけいるのだろうと。そんなにいないと思います。それを見込めないから、施策として打たないといつまでも進まないですね。実際僕、この1年でテレワークと謳われる前に先駆け的に来ていた人2人にお会いしています。謳われ始めてから、そしてこの国定公園になったという浜中町のPRは何のためにしているかというやはり来てほしいですか、先ほども申し上げていますが観光とは何かという、いつか移住してみてもいいですかという意味の観光そしてそれが案内にもなると思います。僕はテレワーク、そして国定公園になったタイミングを逃さないでいただきたいなという思いでこの質問をさせていただきました。今、副町長もテレワークどれだけいるのだろうと、僕もそこはすごい疑問があります。ただ、これからはもっとも増えると思うのですよね。というのはコロナで職を替えられる方はたくさんいると思います。

最近謳われているのは、新しい働き方って耳にするようになりました。僕もやはりこの1年間ちょっと考えました。僕は漁業後継者で、先ほど後継者の問題もありましたけれども、いつまで体が動くのかなと考えた時に、別な仕事、新しい働き方スタイルを模索しようと思った時にネットで仕事をする。これはできるのではないかなと思っていました。ユーチューバーとか限られている人かもしれません。技術的な職業だと狭き門に

なってしまうかもしれないのですけれども、最近僕もつい何日か前に耳にしたのですけれども、FIREっていう働き方があるそうです。要は、「Financial Independence and Retire Early」日本語でいうと、経済的自由かつ、早期リタイアと言うそうで、1週間ぐらい前にテレビで見たのです。要は30歳ぐらいの若い男性の方が早期で退職をして、要は最近ちょっと耳にするようになりました、投資とかビットコインとかそれを職業とか収入にちょっと充てるという新しい働き方だそうです。ただ投資という収入だけではなく、損失するということもあるようですけれども、ただ今後このような動きが出てくるのではないかと思うので、要はWebデザイナーだけがテレワークをできるのではなくて、投資を株式とか何かいろいろあると思うのですけれども、それを所得の一部として考える人の地方でのテレワークというのですか、ワーケーションが出てくるのではないかと思ったので、今回このような質問をさせていただきました。

先ほど人口減少対策としての観光からテレワークに結び付くのが僕の理想かと思っているのですけれども、結局移住のきっかけになるウエイトはどこかというのと、やはりその暮らしていけるかとか、所得の部分になると思うのですよね。都会だと家賃高いですけれども、こっちは物価がジュース1本の何も変わらないかもしれないですけれども、田舎に暮らすことの利便性とかメリットの部分は物価が安い、要は所得が都会にいるよりも低くて済むというところも地方への移住のきっかけになると思って今回この質問をさせていただきました。何度も申し上げて申しわけないのですが、テレワークが推奨されているコロナ禍であり、国定公園ということで浜中町が随分PRされている。そして光回線が今年度配備される。本当に千載一遇と書かせていただきましたけれども、まさにそのとおりだと思います。これは実際どうなるか分からないですよ。ただこういうビジョン、こうなるのであろうという想定のもとでやはり動き出さないと乗り遅れてしまうのだと思います。

新しい働き方本当どんなふうになるかわからないです。50年から60年前馬車で荷物を引いていたのが、今は車をAIが自動で運転する時代になりました。この先の1年でもっと大きい技術的な進化があるのではないかと思っています。ただ、人間の労働なくならないと思うのですよ、全くなくならないと思います。ただ、人がどこで生きるかどこで生活しやすいかって考えた時に、密を回避するという時代になってきたということをし添えて、最後長くなってしまいましたけども町長から一言いただけましたらと

思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 多分答弁にならないと思うのですが、テレワークで会議もやっとならざるを得るようになりました。テレワークの会議を2件ありました。そしてもう1件は札幌から町長に会いに来ることでしたが、コロナで来なくなって、それで、来て仕事をその方は、テレワークを使ってうちに入ってきた。その会議含めると私の知っている話だとちょっと違うかもわかりませんが、だんだんそういうことになってくる時代が来ると思っています。そうなると逆に今まで数多く出張して、旅費を使ってやっていたのですが、そんなにもう行かなくてよくなったのかと。お金の関係でも良いですし、体にもうそんなに東京まで行かなくてもいいですし、いいのかなと思っておりますけれども、時代的にはそういう時代になってくるし、それがこの1年間で練習してしまったのですよね。それが出来たということになると、働き方からすると変わっていくのだらうと思っております。

ただ町長としてそれにしっかり追いついていけるかいけないかというのは課題になってきますけれども、しっかり少しでも追いつけるように若い職員から教えてもらって、そして、会議に参加していきたいと思っております。そしてまた、職員の方も同じですよ。町長はそうだったら職員もそうになってしまうのですよね。説明会にしても、オンラインでやっているという、何か出張できなくなるって言ったらおかしいですが、悲しいこともあるのですが、今後はそういうことも含めて進んでいこうと思っておりますのでしっかり対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

◎日程第5 議案第8号 浜中町議会議員及び浜中町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第8号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第8号「浜中町議会議員及び浜中町長の選挙における選挙運

動の公費負担に関する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律が12月に施行せられ、主に、3点の改正がなされました。改正内容は、1点目に「町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大」、2点目に「町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁」、3点目に「町村議会議員選挙における供託金制度の導入」という改正になっておりますが、1点目の「町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大」につきましては、これまで市町村においては、市議会議員選挙及び市長選挙においてのみ公営負担が可能でありましたが、この度の改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、条例で定めるところにより、町村が一定の金額の範囲内で公費負担ができるようになったため、この度の条例の制定となりました。

本条例の制定内容につきましては、主に、3点ありまして、1点目は「選挙運動用自動車の使用に対する公費負担」、2点目には「選挙運動用ビラ作成に対する公費負担」、3点目には「選挙運動用ポスター作成に対する公費負担」となっており、1点目の「選挙運動用自動車の使用」、2点目の「選挙運動用ビラ作成の公費負担」については公職選挙法施行令に規定する金額を適用し、3点目の「選挙運動用ポスター作成の公費負担」では、施行令では実勢価格とかけ離れることから、印刷業者3者からの見積もりと、釧路管内の情勢を勘案し、公費負担の金額を設定するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。
総務課長。

○総務課長（藤山巧君） （提議案第8号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第8号の質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第9号 浜中町景観計画策定委員会設置条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第9号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第9号「浜中町景観計画策定委員会設置条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

平成16年に良好な景観の形成を促進することを目的に景観法が制定され、本町においては北海道が景観法に基づく景観行政団体として景観計画並びに景観条例を定め、景観行政事務を担ってまいりました。

一方で、良好な景観の形成には、地域の景観特性や景観形成上の課題など地域の実情に即した景観づくりが求められております。

本条例は、本町の特徴を活かした景観づくりのため、北海道からの景観行政団体移行を見据え、景観法に基づく景観計画の策定にあたり、浜中町の良好な景観の形成に資するものとするため、浜中町景観計画策定委員会の設置について必要な事項を定めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) 企画財政課長。

○企画財政課長(金澤剛君) (議案第9号 補足説明あるも省略)

○議長(波岡玄智君) これから議案第9号の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第9号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第10号 浜中町ウニ種苗生産センター設置条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 議案第10号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第10号「浜中町ウニ種苗生産センター設置条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の水産業強化支援事業として、浜中町火散布、第2種散布漁港内において建設を進めていた浜中町ウニ種苗生産センターが完成を迎えたことから、その適正な管理運営について必要な事項を定めることを目的に、条例の制定をしようとするものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、水産課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) 水産課長。

○水産課長(細越圭一君) (議案第10号 補足説明あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 議案第10号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） この中にセンターの管理運営を委託することができると思いますが、多分委託することになるのだらうと思いますが、想定している委託先が分かれば教えていただきたい。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 委託するというので現在作業しているところでございますが、委託先につきましては、浜中町と散布漁協と浜中漁協、あとウニ養殖部会、ウニ漁業部会の運営しております浜中町ウニ種苗生産センター運営委員会に委託する予定となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

2 番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 運営に関してなのですけれども、委託するにあたってはかなり専門的な知識が必要というか技術も必要な部門になってくると思うのですけれども、人員配置も含め従事にあたる人数含めもう少し詳細にお知らせいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） こちらの運営にあたりまして、委託先の予定している人数につきましては、主任で技術者が厚岸町のウニ種苗センターに勤められた方が浜中町に来ていただくということになっております。男性の方が職員2名とパートの職員の方が2名ということで、現在4名で施設を運営する予定となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第11号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、令和3年4月1日から施行する「浜中町景観計画策定委員会設置条例」における浜中町景観計画策定委員会と「浜中町地域企業振興基本条例」における地域企業振興審議会の設置に係り、本条例の別表にそれぞれ追加し、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第11号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第11号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第12号 浜中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第12号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第12号「浜中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、浜中町学校給食センターについて、施設の設備や食数、調理区域及び職員の休暇取得などから調理員の定数を11人としているところであります。そのような中、本来必要な人数が足りない状況においては、1人当たりの負担が非常に大きくなる中で衛生管理を徹底し、安全で安心な給食を提供しなければならないことから、不足する人数に応じて、重作業及び衛生管理作業として特殊勤務手当を支給する旨の規定を整備するものであります。

なお、施行期日については、令和3年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第12号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第12号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第13号 浜中町総合文化センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第13号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第13号「浜中町総合文化センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、総合文化センター小ホールを「モンキーパンチ コレクション」に改装し常設展示することに伴い、別表から小ホールを削除し、これまで小ホールを使用していた中規模の研修会等に対応するため、大ホールの使用料を2段階に改正し、備考3を削除するものであります。

なお、施行期日については令和3年4月1日からとなっております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第13号の質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第13号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第14号 浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議案第14号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第14号「浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、令和3年度から令和5年度までの「第8期介護保険事業計画」期間中の介護給付費等のサービス見込み量や高齢者人口の推移等を勘案して決められる標準給付見込額により算定された基準保険料が、現行の4702円から208円増の4910円と設定されたことによる保険料の改定に加え、文言の整理が必要な部分があることから、あわせて改正をするものです。

主な改正は、第2条の保険料率の適用年度の「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「2万8200円」を「2万9400円」に、同項第2号及び第3号中「4万2300円」を「4万4100円」に、同項第4号中「5万700円」を「5万3000円」に、同項第5号中「5万6400円」を「5万8900円」に、同項第6号中「6万7700円」を「7万0700円」に、同項第7号中「7万3300円」を「7万6500円」に、同項第8号中「8万4600円」を「8万8300円」に、同項第9号中「9万5900円」を「10万100円」に改め、同条第3項中、第1項第1号に掲げる第1段階の第1号被保険者に係る保険料率、「1万6900円」を「1万7600円」に改め、同条第4項中、「1万6900円」を「1万7600円」に、第1項第2号に掲げる第2段階の第1号被保険者に係る保険料率、「2万8200円」を「2万9400円」に改め、同条第5項中、「1万6900円」を「1万7600円」に、第1項第3号に掲げる第3段階の第1号被保険者に係る保険料率、「3万9400円」を「4万1200円」に改めものです。

附則第7条第1項第1号の改正は、新型コロナウイルス感染症の定義の見直しによるものです。

なお、この改正条例は令和3年4月1日から施行し、附則第7条の改正規定については公布の日から施行することとし、経過措置として、令和2年度分までの保険料は、従前の例によるものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） これから議案第14号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第14号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

-
- ◎日程第 1 2 議案第 1 5 号 浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎日程第 1 3 議案第 1 6 号 浜中町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎日程第 1 4 議案第 1 7 号 浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一を改正する条例の制定について
- ◎日程第 1 5 議案第 1 8 号 浜中町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
-

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 2 議案第 1 5 号ないし日程第 1 5 議案第 1 8 号を一括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 1 5 号「浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第 1 6 号「浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第 1 7 号「浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 1 8 号「浜中町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ、

国において3年に1度見直しが行われます。

本案につきましては、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が公布され、本年4月1日に施行されることから、関連する本町の条例につきましても改正が必要となったものであります。

始めに全ての条例に共通する主な改正内容を申し上げますと、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延防止のための措置、高齢者虐待防止、ハラスメント対策の強化、電磁的記録の利用に関する規定などを追加し、介護サービスの運営基準について整備するものです。

議案第15号「浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の主な内容では、基本方針、運営規程、勤務体制の確保、掲示の改正をするもの、議案第16号「浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の主な内容では、指定地域密着型サービスの事業の一般原則、勤務体制の確保等、地域との連携等、訪問介護員等の員数、非常災害対策、認知症介護基礎研修の義務付け、栄養管理、口腔衛生の管理、個室ユニットの定員などを改正しようとするもの、議案第17号「浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の主な内容では指定地域密着型予防サービスの事業の一般原則、勤務体制の確保等、非常災害対策、掲示、定員基準の緩和、ユニット基準の緩和などを改正するもの、議案第18号「浜中町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の主な内容では、管理者に介護支援専門員を加えるほか、基本方針、内容及び手続の説明及び同意、指定居宅介護支援の具体的取扱方針、勤務体制の確保、掲示などの改正をするものです。

なお、この条例で定められた基準は、国の示した基準と同様となっており、令和3年4月1日から施行するものとし、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延防止のための措置、高齢者虐待防止については、令和6年3月31日までの経過措置期間を設けることとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第15号の質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第16号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第17号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第18号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第15号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第16号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第17号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第18号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第15号の採決をします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議をこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

(延会 午後 5時28分)